

平成30年第3回定例会  
(第2日目)

津別町議会会議録

平成30年第3回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成30年 6月11日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成30年 6月22日 午前10時00分

閉会日時 平成30年 6月22日 午後 4時 9分

議 長 鹿 中 順 一

副議長 佐 藤 久 哉

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	渡 邊 直 樹	○	○
2	小 林 教 行	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	巴 光 政	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	佐 藤 久 哉	○	○
5	高 橋 剛	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	宮管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	竹俣 信行	○	生涯学習課長	藤原 勝美	○
総 務 課 長	齊藤 昭一	○	生涯学習課主幹	石川 波江	○
総 務 課 主 幹	安瀬 雅祥	○	学校給食センター主幹	阿部 勝弘	○
住民企画課長	伊藤 泰広	○	農業委員会事務局長	横山 智	○
住民企画課参事	森井 研児	○	選挙管理委員会局長	齊藤 昭一	○
住民企画課主幹	松木 幸次	○	選挙管理委員会次長	安瀬 雅祥	○
住民企画課主幹	中橋 正典	○	監査委員会事務局長	松橋 正樹	○
住民企画課主幹	加藤 端陽	○			
保健福祉課長	小野 淳子	○			
保健福祉課主幹	千葉 誠	○			
産業振興課長	横山 智	○			
産業振興課参事	小野 敏明	○			
産業振興課主幹	小泉 政敏	○			
産業振興課主幹	近野 幸彦	○			
建設課長	石川 篤	○			
建設課主幹	石川 勝己	○			
会計管理者	五十嵐 正美	○			
総務課庶務担当主査	菅原文人	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松橋 正樹	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事 務 局 主 査	小西 美和子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	4番 乃村 吉春 5番 高橋 剛
2			諸般の報告	
3			一般質問	
4	承認	7	専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額を定めることについて)	
5	〃	8	専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額を定めることについて)	
6	議案	41	津別町特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定につい て	
7	〃	42	津別町家庭的保育事業等の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例の制定について	
8	〃	43	津別町下水道設置条例の一部を改正する 条例の制定について	
9	〃	40	津別町まちなか再生協議会設置条例を廃 止する条例の制定について	
10	〃	44	平成30年度津別町一般会計補正予算（第 2号）について	
11	〃	45	平成30年度津別町国民健康保険事業特別 会計補正予算（第1号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
12	議案	46	平成30年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	
13	〃	47	平成30年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	
14	〃	48	平成30年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について	
15	意見書案	1	北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書について	
16	〃	2	地方財政の充実・強化を求める意見書について	
17	〃	3	平成30年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について	
18	〃	4	教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書について	
19	報告	5	繰越明許費の繰越しについて（津別町一般会計）	
20	〃	6	株式会社津別町振興公社の経営状況について	
21	〃	7	株式会社相生振興公社の経営状況について	
22	〃	8	例月出納検査の報告について（平成29年度1月分、2月分、3月分、4月分、平成30年度4月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

4 番 乃 村 吉 春 君                      5 番 高 橋                      剛 君

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松橋正樹君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は昨日配付いたしましたとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

議会の動向につきましては、昨日報告後から本日までの状況について、第 2 回報告書としてお手元に配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告の順に従って質問を許します。

5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君）　〔登壇〕　それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、先に通告をさせていただきました質問をさせていただきたいと思いをします。

最初の質問は、空き家対策及び移住対策についてであります。

先日、小林議員の質問にもございましたとおり、津別町の人口は減少の一途をたどっております。それに伴いまして町内の空き家も増えてきております。これらの問題は津別町に限った話ではなく、全国の自治体に共通する課題となっているところでもあります。そのため、この問題を解決すべく、さまざまな取り組みがなされているところでもあります。移住推進政策と空き家対策は別々のものではなく表裏一体の関係にあります。ゆえに、これらを一体化させる施策が必要なのではないかと考えております。

そこで最初の質問でございます。北海道に移住を考えていらっしゃる方というのは、全国に一定程度いらっしゃるのではないかと思います。その方たちが情報を得るのは、やはりホームページではないでしょうか。その点で町のホームページは対外的な顔ともいえます。しかし現在、町のホームページを見ますと、空き地、空き家の紹介ページなのですが、こちらのほうには所在地、用途、築年数、構造、床面積のみがテキストで書かれているにすぎません。あまりにも掲載をされている空き家、空き地の情報が少ないのではないかと思います。改善するお考えはあるかお教えてください。

○議長（鹿中順一君）　高橋議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君）　空き家対策及び移住対策にかかる情報量の改善についてのお尋ねですが、ご指摘のとおり情報量が少なく、現在の登録数は2件のみとなっております。そこで去る5月24日から28日にかけて、道東エリアリノベーション・プロジェクト・イン津別実行委員会が主催いたしましたして、「空き家相談会」を開催いたしましたところ、17件の相談がありました。現在、このうち8件が登録掲載を申し出られていますので、これらを加えまして、より活用しやすいサイトに改善していきたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君）　5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君）　〔登壇〕　空き家相談会、こちらのほう私も行かせていただきまして、非常によい取り組みなのではないかなと思っているところではあります。他の自治体のホームページを見せていただきますと、物件の写真はもとより、小中学校までの距離ですとか、病院までの距離ですとか、所属する自治会ですとか、あとアピールのための一言コメントみたいのが掲載されていたりとかする場合もございます。例えば、隠れ家に最適ですとか、駅近でこの値段とか、そういうような一言コメントがあったりもします。これらの情報を集めたり掲載をしたりするのは、やはり非常に手間がかかります。その上、物件ですから当然スピード感というのが求められてくると思うのですが、これらを今のお話ですと改善していくというお考えですので、どなたが、いつまでにこれらを担っていくのか、この手間ですとかスピード感が求められるのですけれども、こちらのほう、どなたがいつまでに担っていくのかというのをお答えいただければと思います。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　担当のセクションがありますので、そこのグループが中心になっていきます。産業振興課のほうのそこのセクションがございますので、これらは今8件の部分については随時きておりますので、それらまたお話し合いをしながら載せていくという形になっていきますので、いつまでというよりも随時、これからもさらに17件のうち今8件ですけれども、追加でくるようなお話もあるようなことも聞いておりますので、担当のほうで随時進めていくというふうに思います。

○議長（鹿中順一君）　5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君）　〔登壇〕　町内のすべての物件を網羅するという事は、これは大変難しいお話でございまして、家主さんが不動産仲介業者と個別に媒介契約を結んでいることがございまして、その契約内容によっては、他の紹介ページに掲載することが契約上禁止されているからでございます。しかしながら、物件情報を、これをさらに集めて充実を図ることは非常に重要なのではないかなと考えております。

先ほど空き家相談会のお話がございまして、私は非常に先ほども言いましたけれども、よい取り組みなのではないかなと思っております。4日間というのは少し長いですし、人をそこにその分だけ拘束されるというのが、それが正しいのかどうかという



のはまたわからないのですけれども、住民の方が来られやすい環境をつくって、情報を適宜お示しをするというのは非常にいいことなのではないかと思うのですが、8件登録を申し出られて、さらにプラスで増えていく要素があるという今お話でしたけれども、今後はどのような手段を使ってこの掲載数をさらに増やしていく予定であるのか、その辺をお答えいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今後のお話でもありますけれども、ご承知のとおり今まで2件、そもそもこのサイトを立ち上げる上で他町村もそういうことをやっておりましたので、当然津別町も情報の提供としてやっていこうということで2件の要望があって載せているわけですが、なかなか進まないという現状の中で、そこからいろいろ考えて、そして今こういう相談会を設けて一歩さらに進めたという状況です。そういう中で、それが功を奏してプラス8件、今きているということでもありますので、合わせると2でずっと推移してきたものが今10になっているということですので、一定の成果が出ているというふうに思います。それらのまた10件の物件に対して、どんな動きが出てくるのかというようなことも含めて、少し様子を見ながら次の対策を講じていくということになると思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] 今後の様子を見ながらということですので、ぜひとも先ほど申しましたけれども、この物件数を増やすというのは、対外的に見た場合、そのページにいけばかなりの情報をとれるよ、空き家の情報をとれる、空き地の情報をとれるよというのは非常に重要だと思いますので、ぜひとも積極的な取り組みのほどをお願い申し上げます。

それでは、二つ目の質問のほうに移らせていただきます。

ホームページなどで津別に興味をもっていただければ、次に、わからないことは直接聞いてみようかなということになるのではないかなと思うのですが、町のホームページに移住相談窓口というところで、こちらにどうぞということを出ていると思うのですが、年間どの程度の相談があるのかお答えください。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 移住の相談件数についてのお尋ねでありますけれども、一応平成 27 年度からのお話をさせていただきたいと思います。平成 27 年度につきましては、4 件の相談がございまして、このうち 1 家族がご承知のとおり相生に移住されておりました。しかし残念ながら本年、家族ともども他の市に転出をされている状況でございまして。なお、その後 28 年度以降については、現在までのところ移住に関する相談はございません。

以上であります。

○議長（鹿中順一君） 5 番、高橋剛君。

○5 番（高橋 剛君） [登壇] 27 年度に 4 件、それ以降は残念ながらということなのですけれども、多い、少ないというのは見解が分かれるところだとは思いますが、私個人的には 1 件といえども実績があるのはよいことなのではないかなと思います。このような施策を愚直に続けていくことが大事なのではないかなと思っております。

本年、転出をされた方は私も存じ上げておりますが、記憶に間違いがなければもともとは九州の方だったかなと思うのですけれども、その方が津別を選んで引っ越してきた理由というのはお聞きになってらっしゃいますか。移住者を呼び込むためのヒントにもなるかと思うのですが、もしわかっていらっしゃれば教えてください。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 個人的な内容をここで議論するのはどうなのかなというふうに思いますけれども、鉄道が非常に大好きだということで、誰に話をされて、誰の協力でそこに移住されたかというのは聞いております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5 番、高橋剛君。

○5 番（高橋 剛君） [登壇] 確かに、個人情報をあまりここで議論するのもあれなのですが、ただ、今鉄道というお話もございました。

以前に一般質問で相生の鉄道関係のお話もさせていただきましたけれども、やはりそういった鉄道も一つの移住ですとか観光の資源になり得るものだと思いますし、それを好きで津別に越してきていただけるという一つのきっかけになれば、それは非常

によいことだと思いますし、そこに移住者を呼び込むためのヒントも一つあるのかなというふうに感じているところでございます。

それでは、三つ目の質問に移らせていただきます。移住希望者が津別に興味をもつていただけましたら、次には実際に行ってみようとなるかもしれません。津別では、そのために体験移住ができる制度がございます。その場所は旧町長宅ということになっておりますが、旧町長宅は新庁舎建設にあたって取り壊すということも視野に入っております。その場合の代替は考えていらっしゃるのかお答えください。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） お試し住宅といたしまして活用しています旧町長公宅の取り壊しに伴いまして、代替施設のお尋ねでございますけれども、旧町長公宅は、新庁舎建設に合わせて取り壊しを予定しているところです。ここへの滞在の問い合わせにつきましては、毎年10件程度ございまして、利用が重なるため十分な受け入れはできていない状況にあります。

現在、ミートインつべつにつきましても、ここも移住体験施設といたしまして、一部キッチンなどを設けた部屋を用意しているところでありますけれども、ここも十分な活用には至っておりません。お試し住宅、またはこれにかわる機能をもつ施設は、移住政策推進のために必要なものであると考えておりますので、今後も空き家の活用も含めまして検討していく考えでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君）〔登壇〕 ただいま町長のほうから移住政策推進のために、このお試し住宅は必要だというお話がございました。私も冬の厳しさを知っていただく意味でも事業は続けたほうがよいのではないかなと考えております。

ただ、新しい場所をこれから探すということだと思うのですが、場所、物件によっては内部の改装なども必要になる場合もあるかもしれません。また、そうなる内部の改装のために予算の手当ても必要になってくるのかなと思いますが、町の財政を気にかけていらっしゃる町民の方も多いことから、町有の施設であるかどうかは定かではないというか、すみません、わからないのですが、できるだけ現状有姿で利用できる施設がよいのではないかなと思うのですが、町長はどうお考えで

しょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 具体的にここ、ここというのは今のところ想定はしておりませんが、ただ、このお試し住宅、今旧町長住宅を使っておりますけれども、ここには調べてみますと平成 22 年から年間に 10 件ほどの申し込みがあるということでもありますけれども、期間がもうほとんど重なってきますので、ほとんどが夏です。そういう時に期間をちょっとずらしながら 1 件、2 件というような形で今まで最高で 28 年が 4 件利用されているわけなんですけれども、22 年からトータルしますと、29 年度まで 17 件の方たちがその町長住宅を利用されています。しかし、これいずれも移住にはつながっておりません。と言いますのは、やはりこれは受け入れ、ほかも受け入れている町村長ともいろいろ話しているのですけれども、安上がりの宿泊施設ということがどうも根底にあるような雰囲気も受けているところです。ですから、そこで町をいろいろ見渡したり、ここを移住地として検討してそこを利用するという方ももちろんいるかとは思いますが、しかし何となくキャンピングカーで来たりとか、1 日 1,000 円ですので、光熱水費は自分持ちということになりますので、バンガロー何かに泊まるよりははるかに条件がいいところになります。そういう利用のされ方というのもどうもされている部分もあるなということも感じていまして、そこら辺もにらみながら進めていきたいなと思っています。

○議長（鹿中順一君） 5 番、高橋剛君。

○5 番（高橋 剛君） [登壇] 非常に難しいなと、先ほども私の個人的な意見は述べましたけれども、この制度自体やはり維持されるべきだと思いますし、津別をよりよく知っていただく、本当に移住を考えていらっしゃる方には、やはり使っていただきたいと思う反面、安く使える宿泊施設というふうに考えていらっしゃる方が多いのであれば、非常にやはりそれは趣旨とは違うことにもなりますので、ただ、その方たちを本当の移住の方たちと見分けるというのは、これはなかなか難しいお話ですので、今後もとりにあえず受け入れていくしかないのかなと感じているところではございます。

ただ、代替施設に関しましては、先ほども述べさせていただきましたけれども、現

状有姿でできる施設で、お金がかからないところを選定していただいて、それで引き続きやっていただければと、難しい問題はあるかと思いますが、やっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは4番目の質問に移らせていただきます。

空き家利活用、移住施策などで役場の窓口がバラバラなのではないかなという印象を受けます。これを一本化してはどうかという提案でございます。

津別町は、エリアリノベーションですとか、移住対策など、施策の違いで担当課も違っております。これは利用者からすれば大変相談しにくい、利用しにくい体制となっているのではないかなと考えます。これらを一本化したほうがよいのではないかなと考えますが、町長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 空き家対策、それから移住対策に対する窓口の一本化についてのお尋ねでございますけども、現在の相談体制につきましては、建設課が空き家等に関する苦情対応、それから空き家等の購入、撤去に関する補助、空き家等に関する消防、警察との連携、それから移住・定住者等に対する町営住宅等の紹介等を担当しております。

住民企画課につきましては、固定資産税等の手続きを担当しています。

産業振興課が空き家等の情報登録、それから空き家等を利活用した起業への支援を担当しております。

保健福祉課が高齢者等の生活に関する対応を行いまして、地域包括支援センターが要介護者等の生活に関する対応を行っているところであります。

以上のように、ワンストップとはなかなか言えない状況にありますので、本年3月に策定いたしました「津別町空き家等対策計画」これに基づきまして、関係する課との連携を図りながら、新たな相談体制といたしまして建設課に一元化することとしたところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] 今個別にお答えをいただきまして、建設課から地

域包括支援センターまでということではいろいろなものが分かれていますということなのですが、これを建設課に一元化ということなのではすけれども、この今お答えいただいた中で、これすべてを建設課が担うわけではないと思うのですが、具体的には、どこからどこまでを建設課に一元化されるつもりなのでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 後ほど担当課のほうでもお話があれば説明していただきたいと思えますけれども、この一元化というのは、すぐにやるということではありませんで、この空家対策計画、これは平成30年度から34年までの5年計画であります。この期間の中で、できるだけ早いうちに、それぞれがもっている仕事がありますので、課の担当している部分の、それをどういうふうに合わせていくと、より効率化していくかというようなことで、建設課に一本化するという方針は、この計画の中で決まっておりますので、これから具体的にどこをどんなふうにするという協議が関係課の中で始まっていくということです。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（石川 篤君） 空き家が及ぼす問題というのは非常に幅広く、防災、防犯、衛生、景観等、多様であることから、総合窓口は建設課で行いますけれども、あとは、それぞれの担当課と連携、共有しながら対策に努めていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] わかりました。これから具体的な中身を詰められていくのかと思いますので、またこれは次の質問のところでも少しかかわってきますので、5番目の質問に移らせていただきます。

まちづくり会社の統括マネージャーが決定をいたしました。将来的には、不動産の仲介ですとか、移住の手助けもというお話があったかと思えます。

空き家の利活用、不動産売買、移住促進などについて役場との仕事の割り振りについてお話をされているのか、いかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先に採用を決定いたしました統括マネージャーと、役場との

仕事の割り振りについてのお尋ねだと思います。現在のところは空き家対策のうち利活用にかかわる分野と、移住促進事業につきましてワンストップ化を図るため、まちづくり会社への委託をしたいというふうに考えているところです。しかし、今松林さんの本町への移住につきましては、7月の中旬を予定しておりますので、具体的な話し合いについては、それから行うこととなりますので、今この時点で話し合いはされておられません。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] 少しわかりにくいので整理をさせていただければと思うのですが、先ほどの質問で、役場内は総合の窓口になるのは建設課に一元化するというお話でしたけれども、一元化をした後、松林さんとお話をされて、その業務をまちづくり会社に業務委託するという形と理解してよろしいのでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） こちらに来てから、一緒に話し合うような形になると思います。ですから、今どういう一元化、相談は建設課に、もしだれかが来ましたら、まずは「建設課に行ってください」と。そして「これこれ、こうしましょう、ああしましょう」と、担当のほうにもっと詳しい情報を得るために回すこともあるかもしれませんが、それから話し合いをいろいろしていくのでしょうけれども、その中で今イメージしているのは、空き家を今度売買したり、今例えばホームページに載せている部分については、登録して流しているだけです。これを仲介して、ご承知のとおり役場が価格を決めたりとか、そういうことをやりますと宅建法違反になってきますので、そういったことだとか、それから起業の新たに移住して何かをするだとか、そういったときに経験を積んできているコンサルの比較的長い経験を積んでいただける方がこちらに来ますので、より今町がイメージしていることと、むしろこうしたほうがいいんじゃないでしょうか。いろいろ出てくると思います。

だから今この時点で、がちっとうですということではなくて、イメージしていることは先ほどお話ししたとおり大きな形で、それを今度実際にこちらに移住されて、統括マネージャーが来られてから具体的な話し合いになっていくのだらうと。ですか

ら今どうこうというのはちょっと詳しくは言えない状況です。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] わかりました。これに関しましては、統括マネージャーの方が来られて、具体的な話をしていかないと形がもう少しはっきり見えてはこないのかなという印象を受けました。これに関しましては、もう少し推移を見守らせていただければと思っております。

それでは次の質問に移らせていただきます。コワーキングスペースのパイロット事業についてでございます。こちらなのですが、事業者の呼び込みについて、役場のほうはコミットするののかということでございます。関与をするののかということでございます。簡易宿泊所に関しましては、相生のライダーハウスでの経験上、ある程度時間をかけて、口コミで広がるのを待つということもできるのではないかなと考えておりますが、コワーキングスペースの場合は、最初からある程度の事業者を集めなければ収支もこれはあることですから、なかなか難しいのではないかと。口コミで広がるのは少し時間がかかるものですから、ある程度、最初から事業者を集めておかなければ事業としてなかなか厳しいのかなというのもございますが、こちらに関して、集めるということに関してコミットされるのかどうかお答えください。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） コワーキングスペースのパイロット事業と、行政のかかわりについてのお尋ねでございますけれども、現在、立ち上げに向けて準備を進めているところでありますけれども、民間事業者による事業のため、事業者の事業構想が優先されます。事業者の事業展開にあたりまして、仮に行政に対しまして何らかの要請がありましたら、可能な範囲において支援を行っていきたいというふうに考えているところです。このほか担当のほうから何かあればお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（森井研児君） 全体としては、今町長のほうで答弁させていただいたとおりということになりますけれども、エリアリノベーションのパイロット事業そのもののプログラムの中に、この取り組み全体を世に広めていくというのでしょ



か、プロモーション事業というのも入っています。ですからその中で、こういった施設もできましたのでぜひ利用してくださいという一般的に広く呼びかける取り組みも進めていこうと思っていますけれども、既にパイロット事業の事業者に選定された方が、既に幅広く交友関係もお持ちですので、恐らくある程度、自分で勝算も持ちながら進めておられるかなと考えているところですので、あまり手を出し過ぎず側面支援に徹するべきところはそういうふうにしようかなと考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君）〔登壇〕 これに関しましては、今のお話をお伺いさせていただきまして、少し安心をしたかなというところもございます。パイロット事業がうまく回って収益が上がるようですと、新たに津別で事業をやってみようという方も出てこられる可能性もございますし、また、管理者のほうもうまくいけば実績も上がりますし、非常にうまく回ればいいことなのではないかなと思っておりますので、もし先ほどからお話がありました行政に対して何らかの支援要請があれば、可能な範囲ということだとは思いますが、支援をしていただければと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、この項目の7番目の質問といえますか、提案のほうに移らせていただきます。提案の内容なのですけれども、相続登記や後見人制度等の周知、説明会を行い、高齢化による空き家発生や、相続未登記による所有者不明空き家発生予防を図る施策を取り入れてみてはどうかということでございます。この提案は、先行事例を参考にしております。後見人制度の育成などは、既に津別町でも実施されております。その周知、説明とともに相続登記のやり方ですとか、こういうものなんだよという情報を提供することによりまして、将来の所有者不明空き家の発生を防ごうというものでございます。これに関しましては、町にも町民にもメリットがあるのではないかなと考えております。町のほうからすれば、もし空き家が特定空き家になった場合、所有者が登記簿からわからないということも少なくなるかと思えますし、固定資産税がかかる場合は、課税者がだれなのかもわかるのかなというメリットもあると思えます。町民のほうからすれば、情報をまず得られるということと、あと私個人的に何名かからお父さんが亡くなったと、残されたお母さんが息子さんに継がせたいのだけれども、

名義がそのままになっているので、これをどういうふうにしたらいいかというような相談を今まで2回ぐらい受けたことがございます。実際には、登記といえば司法書士さん以上、司法書士、もしくは弁護士ということになるのかなと思うのですが、こういったようなことも一般にはあまり知られていないことだと思いますし、こういうふうにしたらできますよと、相続登記自体は本人でもできます。ただ、ちょっと手間がかかりますというような情報というのも一般にはなかなか知られていないことなのではないかなと。面倒くさいからそのままにしちゃうということで、結局だれのものかわからない不動産がたくさん生まれてしまうと、そういったような今というよりは将来に向けてなんですけれども、そういったようなメリットもございますので、こういったような説明会みたいな、そういったような形で進めていったらどうかと思うものであります。

これに関しましては、お金というか予算も必要ないのではないかなと思いますし、先ほども言いましたとおり、町にも町民にもメリットがあるのではないかなと考えるところなのですが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 相続未登記による対策についてのお尋ねでございますけれども、先に説明いたしました空き家相談会、ここで見えてきました課題の一つが、相続登記されていない物件が結構あるということでございます。本町の空き家利活用対策につきましては、まだ進め始めたところでありまして、成熟した制度とはまだ言えない状況にあると思います。今後につきましては、登録やそれから成約件数、そういったものの経験を積みながら一つ一つ出てきた課題を解決しながら、そういった経験を積んで対応するような能力も備えていこうかなというふうに考えているところです。

ご質問の件につきましては、説明の一つの方法として、例えば、これは高齢者福祉の側面もございますので、今後、例えばですけれども寿大学のような高齢者大学、そういったところでも取り上げて、こういうものですよというような周知だとか、説明だとかも加えていってもいいのかなというようなことを考えておりますので、その他につきましても、これから検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] ご検討いただけるということのお話をいただきましたので、ぜひとも前向きにご検討いただければと思います。

それと、私先ほどお話ししなかったのですけれども、確かに成年後見人制度というのを一緒に説明していただければ、高齢者福祉にもこの説明というのは寄与することになると思いますし、町民のご高齢の方に安心、安全を町が提供できる一つのやり方になるのかなと思いますので、ぜひともよろしくお願い申し上げたいと思います。

最後に一つお尋ねをさせていただきます。津別町の人口は先ほども申し上げましたけれども減少傾向が続いております。なかなか歯止めがかかっておりません。それに対しまして、町も何もしていないわけではなく、さまざまな施策を行いながら歯止めをかけようとしてきております。しかし、残念ながら結果はなかなか厳しいのかなと。数字を見る限りは、先日の小林議員の質問にもございましたけれども予測を下回るスピードで人口減少が進んでいるというようなことを見ましても、なかなか現実には厳しいのかなという思いでございます。町長は、今の現状を踏まえまして、移住対策、これからの移住対策に対する思いですとか、もしくは温めている、こんなのをやったら津別でいいのではないかというようなプランがもしございましたら、お伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 移住対策は先ほど申しましたとおり、津別にぜひ少し、一月とか、そういう単位で滞在していただいてみてほしいなということで、これはどこの町でもそういうお試し住宅という形で用意をして進めているところでありますけれども、実際にこちらに移住されるというケースを津別の場合を見てみますと、そこに滞在して、やっぱりここに住もうというふうなことは今までゼロというお話をさせていただきましたけれども、やはりインターネットで見たりとか、それから地域おこし協力隊、これはある種の積極的な移住につなげようという政策でありますので、それを町のほうとしては、管内の中でもかなり多くの地域おこし協力隊を今入れているところです。必ずしも、それが移住につながっているとは言い難い部分もありますけれども、しかし、実際に移住につながっているケースも幾つかございます。そういう中で、

これも一つの地域おこし協力隊の活用というのが必要であろうというふうに考えています。具体的にどうこうというのはなかなかありませんけれども、移住という問題もありますけれども、もう一つは、やっぱりここに既に生活されている方たちが、きちんと住みやすい状況になっていると、外に出て行かないと。お亡くなりになるまでここに生活の拠点として津別町を選んでいくという、いわゆる選択的な土着民といえますか、宿命的に嫌々例えば津別に住んでいるということではなくて、ここが好きだからということで選んで土着民になっていくというか、そういう方たちを増やしていきたいと。その人たちが多分コアになって、さらにまたいろんな形で呼びかけをして、数的には来る方と出ていく方、あるいは亡くなられる方、それと生まれる方を比較すると昨日も数字で申し上げましたとおり、やっぱり倍近い差が出ているのが現実でありますけれども、そういう努力を重ねながら増やしていくものは増やしていく、ここでいったん生活されている方については、ここを十分エンジョイしながら住んでいただくという、そういう施策も取り入れながらやっていくべきではないかなというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] それでは、質問の2項目めに移らせていただきます。2項目目は合葬墓についてでございます。町長は平成25年12月の定例会におきまして、「先進事例や、町民の要望をかんがみながら設置することの必要性を判断してまいりたい」と表明をされております。また、平成27年12月の定例会におきまして、「無縁・有縁の碑を有料化して、使用することを今後検討してまいりたい」と表明をされております。町民の中には合葬墓を望む方もおられることから、次の点についてお伺いをしたいと思います。

そこで、近年の墓じまいの数と新規利用者数の推移はどうなっているのかお答えいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 合葬墓に関しまして、墓じまいの数と新規利用者数の推移についてのお尋ねでございますけれども、墓地の利用につきましては減少傾向はずっと

この間続いております。平成 27 年度につきましては新設が 4 件で、返還が 15 件。28 年度につきましては、新設はありませんで返還が 12 件。29 年度につきましては新設が 1 件で、返還が 13 件。30 年度、今年度に入りましては 5 月末現在ですけれども、新設はなく返還が 3 件となっております。今申しました数字を合計いたしますと、新設が 4 件、そして返還が 43 件というふうになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 5 番、高橋剛君。

○5 番（高橋 剛君） [登壇] 非常にさびしいという数字なのかなと思いますが、この墓地の状況というのは、先ほどの空き家発生のお話を 1 問目でしましたけれども、空き家発生メカニズムと構造が非常に似ているのではないかなと感じているところでございます。

改葬が、お墓の引っ越し、こちらのほうもかなりあるというふうにお伺いをしているところからも、やはり空き家の発生メカニズムと非常に多分、過程は同じなのだろうなという気がいたしております。ただ合葬墓に関しましては、周辺の自治体の状況を見ますと、数年前から大きく変わってきております。以前から実施されております北見ですとか網走に加えまして、美幌町でも始まっておりまして大空町でも導入に向けた準備が進められております。お墓に関しましては、維持管理が難しくなった場合には、それぞれのご家庭で菩提寺に対して後事を託すということが私は本筋だと考えております。ですが、それでもしかながら何らかの事情で、それが難しくなった場合、合葬墓が設置されていれば、町民に対して選択肢の一つを町が提供することになるのではないかなと思っております。前回の町長のご答弁も含めまして、今後検討というお話だったものですから、検討の結果どうなったのかお答えいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 合葬墓につきまして、これまで検討してきた内容と結果についてのお尋ねでございますけれども、合葬墓そのものに対しての役場に対しての問い合わせ、昨年問い合わせにつきましては、いわゆる合葬墓はあるかという内容の電話が 2 件ございました。現状は、今議員がおっしゃられたとおりで、菩提寺での永年

供養、これをするか、あるいは親族が町外に新たに墓所を設置するなどして供養しているものだとすることで推測をしているところでございます。

合葬墓の設置に関する要望や需要調査といったものは、特にこれまで行っておりませんが、実際に設置している市町村の状況は、それぞれ確認しているところでございます。参考までに隣町の美幌町の状況をお話しいたしますと、収蔵予定が 800 体の合同納骨塚を町民がつくられて、町民から寄贈されております。平成 29 年 10 月から使用が開始されておまして、今年の 5 月末現在の納骨数というのは 26 体というふうに聞いております。生前予約数につきましては 10 体あるということで、これまで大きな問題なく運営していますというふうに聞いているところです。美幌町におきましては、この町民からの寄贈の話が出たときから、地元の宗教団体との意見交換、あるいはアンケートを重ねまして、運営方法をまずは先にしっかり確認をされたというふうに聞いているところです。

さまざまな事情で「お墓がない」、あるいは「お墓を建てるのが難しい」、「お墓の管理ができない」など、お墓の継承や無縁化の不安解消や、時代の変化に対応するために、今後さらに先行市町村を参考に町内の宗教団体との意見交換なども行いながら、現在あります無縁・有縁の碑、これとは別ものとして費用面、管理方法、使用料も当然でてまいりますので、そういった管理方法なども含めて検討して、さらに検討してまいりたいと考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 5 番、高橋剛君。

○5 番（高橋 剛君） [登壇] 今検討していただけるというお話をお伺いいたしまして、前回の答弁で無縁・有縁の碑、これを有料化してということもご答弁にございましたけれども、今回は、これとは別なものをということでしたので、正直これに関しましては、これ以上、言うことは何もないということでございまして、ぜひともご答弁にもございましたお墓の継承ですとか無縁化ですとか、不安解消といったことで、町民に安心を提供していただくのもよいことなのだと感じておりますので、ぜひともこの面に関しましてお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 最後になりますけれども、実は、この合葬墓の関係で議員も見られたかもしれませんが、一昨日の道新の夕刊に、この件の記事が載ってございました。表題は、「合葬墓利用イメージ把握を」という記事でありますけれども、非常に考えさせられるような記事が載っておりまして、ちょっと紹介をさせていただきますと、合葬墓は、以前は無縁のお墓と言われて、引き取り手がない遺骨を納めるお墓でしたと、しかし近年は、跡取りがいない、子どもに面倒をかけたくないから利用したいという住民の要望で、道内の多くの自治体が合葬墓の建設に乗り出しましたということであります。この方への相談事例が出ているわけなんです、書いた方への。そうすると、合葬墓に入れたわけなのでありますけれども、夫が亡くなりまして納骨の碑に親族や子どもたちが見守る中で、遺骨が妻から職員に手渡されて地下の納骨スペースに投下されて、ここで一緒になるわけですが、いろんな方の遺骨と。それで職員の方がこれで終了しますという一言で納骨が終了したわけなのでありますけれども、そのあと家族の方たちが、他の遺骨と合葬するという埋葬の形を目の当たりにして、妻が言葉を失ったということなんです。そして、納骨後の食事会が大変重苦しい雰囲気になっていったという、そういう相談の記事が載っておりまして、そして合葬簿の利用経験者が増えるにつれて、以前は多かった、死んだらわからないから何でもいいとおっしゃる方が減ってきたということでもありますけれども、他人の骨と混ざるのか、夫婦と一緒に納骨できるのか、名前は残せるのかとか、どのような埋葬をするのか、お参りはできるのかだとか、具体的に確認される方が合葬墓を利用するにあたって、いろいろご質問が出てきているということもあります。そういったことを含めて、これから建設するにあたっては、こういった心情的な面だとか、それから一方では、お寺がありますので、そこで永代供養で当然お金をいただいているわけですので、そこでの言葉は変ですけれども、金銭的な問題、営業なんて言葉はちょっとまずいというふうに思いますけれども、そういったお寺が成り立つ上でのことと兼ね合いが出てきますので、そういうことも含めて美幌町さんでもしっかり話し合いをされて町民からの寄贈を受けたというふうに聞いておりますので、実際に進めるにあたっては、そういう宗教団体の方ともしっかり、これは仏教だけではなくて、いろんな宗派がございますので、神徒もありますし、あるいはキリスト教の方がいたら、そこにはどういようなこと

になってくるのですかとか、いろんなことが出てきますので、少し時間をかけて後でいろんなトラブルが発生しないような形で進めていくべきかなと思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君）〔登壇〕 すみません、今回この質問をするにあたって、いろんなところの事例ですとか、役場に電話をかけてお話をお伺いさせていただいたりしました。やられているというのは、やはり掘った中に遺骨をそのままお入れするという形なものですから、もしかしたら合葬墓というのに間違ったイメージを持っていらっしゃるかもしれません。ですから説明というのは、もちろん宗教団体のいろんな方々とのお話し合いももちろん事前には必要ですし、町民に対する丁寧な説明をやる場合には今後必要になってくるのかなと思っています。ですから性急にとというのはなかなか難しいと思いますし、それをやるとトラブルのもとにもなるのかなと思います。ただ最終的には先ほども述べましたけれども、津別町が町民に対して一つの選択肢を示すという意味では良いのではないかなと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げて質問を終わらせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 57 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、先に通告の件につきまして質問させていただきたいと思っております。

最近の管理体制になってから、役場の職場環境いろいろ心配するところが感じられるので、質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、職員の長期休暇などの実態についてどうなっているのか、この3年間の状



況と主な要因についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 山内彬君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） 職員の人事労務管理に関しまして、ここ3年間の長期休暇の状況と主な要因についてのお尋ねでございますが、平成27年度につきましては、1カ月の病気休暇を取得した職員が1名、平成28年度は、1カ月の病気休暇に引き続きまして1カ月間、半日勤務の病気休暇を取得した職員が1名でした。平成29年度につきましては、2カ月の病気休暇を取得した職員が1名で、3カ月の病気休暇を取得した職員が2名で、この2名につきましては、その後、1年間休職となり現在に至っております。本年度は、1カ月の病気休暇を取得している職員が2名おりまして、こうした長期にわたる病気休暇取得者8名のうち、7名はいずれもメンタルヘルスの不調によるものであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 今この長期、いわゆる職員の休暇含めて状況をお答えいただいたところです。この状況を見ると、1年間だとか非常に長期にわたった休暇が多いのでございますけれども、その要因というのはメンタルヘルスの不調によるものだというお答えをいただいております。

そこで、このメンタルヘルスの不調、いわゆるメンタルヘルスというのは、一般的に心の病ではないと、要するに心の健康に不調が生じているということなので、このメンタルヘルスになった職場の要因というのですか、そういうことについて、もしわかれば一人一人は別にして、大枠で、どうして不調になったのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） この件につきましては、後のご質問とも関連してくるわけがありますけれども、これにつきましては、さまざまな理由があると思います。対人関係がなかなかうまくいかないということもあるでしょうし、それから生活のリズムの問題だとか、仕事が非常に多くなってきているということがさまざまあるかというふ

うに思います。

今、8名という中で、7名がメンタルヘルスということでありませけれども、このうち3名は既に職場に復帰をしております、今、元気に働いている状況であります。ですから、あと2名の方が長期の1年間の休暇を取得中でありませると、合わせて今年度、新たに3カ月休暇の方が2名ということで出ましたので、今現在休んでいる方というのは4名いるという状況であります。それらにつきまして、具体的にはいずれも全部、休暇をとるには診断書が必要でありますので、その病院の診断によって、やはり長期のいわゆる「うつ」というような診断でありますので、それに対して休暇といますか、休ませるよという内容でありますので、それに基づいて今はとにかく休みなさいと、ゆっくりして、そしてまた職場に皆さん待っているから来なさいとよいうことで進めているところす。そのような状況す。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] このメンタルヘルスの不調というものは、さまざまな原因があろうと思ひませけれども、この町の管理体制の中で、メンタルヘルスの不調とよいうことで、8名のうち復帰された方もおられると思ひませますが、今後こいうことが起きてくるのではないかと。特に、このメンタルヘルスの不調というものは、若い世代がなるよなものだというふうと思ひませしております。それで、役場内のメンタルヘルスケアだとか対策について、きちっと話し合われているのかどうかお伺ひをしたいと思ひませ。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 議員が今おっしゃいました、若い人がとよいうことだけではありません。やはり年代、かなりの年配の方もそのような傾向にあります。ですから、これは若い、あるいは経験年数の高い人というふうに限らず出てきているとよいう状況す。

これらにつきましては、平成27年に労働安全衛生法、これの改正がありまして、50人以上の従業員をもつところにつきましては、ストレスチェックを義務化されています。それに基づきまして、当町も27年度から毎年ストレスチェックをやっておりまして、それに基づいて、さまざま分析をしながら進めているところでありませ。その実

施結果について見てみますと、仕事の量的負担と質的負担が重いという、そういう方、それから上司や同僚の支援が得られないと感じる職員の割合が全国平均を超えておりまして、年齢を問わず全庁的な傾向という形になっております。この仕事の量的負担と質的負担が重いという原因につきましては、業務経験が豊富な職員が退職いたしまして、採用後 10 年未満の職員が増えまして、業務内容と経験のギャップが生じているというふうに分析しているところです。

それから、上司や同僚の支援が得られていないということに関しましては、今、人口減少化、グループ制を導入いたしまして大課制をとっているところでもありますけれども、このグループ内で同じ主査であっても主担当と副担当ということに配置しておりますけれども、ここの連携がうまくできていないと判断をいたしまして、本年 4 月より係長の役職を復活させたところでもあります。そのような形で今進めているところでもあります。

○議長（鹿中順一君） 7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君）〔登壇〕これを踏まえて、次の質問に移りたいと思います。長期休暇含めて、数字的なものを含めてお答えいただきましたけれども、中途退職の状況、いろいろ退職される方の理由はそれぞれあろうと思いますけれども、状況についてどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 定年前の中途退職者の状況でありますけど、これも先ほどと同じように 3 年間というふうに見ていきますと、27 年度はございませんで、28 年度は自己都合によりまして 1 名退職しております。それから 29 年度は結婚によりまして、既に当町を転出しておりますけれども職員が 1 名おります。それから本年度につきましては、今日までの間ですけれども自己都合による職員が 1 名いるという状況であります。

○議長（鹿中順一君） 7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君）〔登壇〕この中途退職、今理由も含めてお答えいただきましたけれども、自己都合による退職、ここのあたりですけれども、採用する、後でまた質問いたしますけれども、この自己都合のいわゆる途中で退職されるということは、役

場の機構含めて非常に厳しい状況になると。特に、今職員をそれぞれ、ぎりぎりの線で恐らく組織、配置されていると思います。先ほどの長期休暇含めて、そこを抜けた職場を、それを支えるところに働いている職員というのは非常に厳しい労務、仕事の量が増えるということになるかと思いますが。

そこで、次の質問に移りたいと思いますけども、この人事異動における新規採用と配置転換についてお伺いをしたいと思います。

新規採用における雇用する町側の姿勢と基本的な方針についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 人事異動におけます新規採用の関係でございますけれども、新規の採用につきましては、本町の津別町の振興発展に意欲を持って、何よりも心身ともに健康であることを基本としております。具体的な面接につきましては、私を含む面接官が積極性、協調性、関係構築力などの社会性、それから表現力、説得力などのコミュニケーション力、それから信頼感、達成力などの責任感、情緒安定性、自己統制力、こういったことを評価表がありまして、その評価表を使いながら質問をしながら実施しているところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 新規採用の町の考え方を今お聞きしたのですが、先ほど質問の中で中途退職、いわゆるこういう新規採用をするときに、こういうことをもとにして採用されたと思いますが、この中途退職の方は、当然事務ではない技術系の職員もおられると思いますが、事務職でしたらある程度カバーできるのですが、技術職となると、ほかのカバーができる職員がいなければ、そこが職場的に非常に停滞を生むのではないかなと思っております。

この新規採用するときに、市町村職員の試験を受けて、町の作文、それから面接を受けて恐らく採用を決定すると思いますけども、この新規採用の最近の状況を見ると、町のほうでは大卒を公募、採用の条件に書いておりますけども、なかなか大学卒の応募者がいないように聞いているところです。そういうことを町のほうはどういうふう

にとらまえているか、新規採用の中でどういうふうを考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 新規採用にあたっては、この間、非常に経済もいろいろ動いておりますので、昔からそうですけども、景気のいい時は公務員にならないと、景気が悪くなると公務員になるという形が今もぴったり当てはまるような形で世の中が動いているというような認識をしているところです。

そういう中で、今市町村職員それぞれ14の北海道はブロックで町村会が主催して採用試験を行っているわけでありましてけれども、少し前からいわゆる高校生であったら適正と、それから面接と筆記試験があったわけなのではございますけれども、今大学生も含めて性格テストみたいなものが入っています。チャートグラフで積極性があるだとか、協調力があるだとか、いろいろグラフに入ってくるのですけれども、そういったことも参考にしながら実際に面接のときは対応しているというのが実情です。ただ、現実には私が町長になってから今3期目ですけれども、なった時と今を見ますと、受験生の数が、いわゆる一次試験もそうですけれども、合格して来る数の方たちも圧倒的に少なくなってきています。これは先ほどのいう世の中の現象が背景にあると思いますけれども、特に女性の職員がこの間、ほぼ一人も応募してこないという、そういう状況にもありまして、他町村においても非常に厳しい状況になっています。そういう中で、まだ津別は、これまで大卒と高卒を両方を採用しておりますので、何とか確保できているという状況でありますけれども、まだこの様子は世の中の景気が悪くならない限りは続いていきそうな、そんなニュアンスも首長間で話し合ったりしている、そんなような状況であります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 〔登壇〕 次に、配置転換の考え方についてお伺いをしたいと思います。定期でいえば4月にそれぞれ配置転換含めた人事異動がありますけれども、この配置転換の、いわゆる町の考え方について、どういう考え方で配置転換を行っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 配置転換の考え方についてのお尋ねでありますけれども、定年対象者の後任者の配置と、それから新規採用者の配置部署を考慮いたしまして、一般職については3年を目安に異動対象としておりますが、種々の計画策定だとか、あるいは大きな新規の事業だとかを行う部署につきましても、業務の内容と経験などを加味しながら配置を行っているところであります。

また、平成22年度から主査職以下の職員を対象といたしまして、自己申告書の提出によりまして、適材適所の異動の参考にして異動も行っているということでもあります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内 彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] この配置転換の考え方、これは大体筋書きどおりだと思いますが、いわゆるこれから、ある程度職員数を管理されながら仕事を行っていくと。人口が減ったり、そういうことで仕事が減るといって、いわゆる自治体の職場環境ではなく、むしろ仕事が国、それから道あたりから下りてくるような現状になっております。いわゆる情報機器がこれまでにない発達をして、職員がほとんどパソコンを見ながら仕事をしているわけですが、今の情報機器を使った仕事、プラスほとんど業務委託して仕事をするのが多くなっていると。そのパソコンを使った仕事、それから業務委託する仕事以外の仕事を職員に非常に重荷になるのではないかと。先ほど言ったメンタルヘルスの不調というのは、それあたりの要因にもなるのではないかと。そういうことをちょっと感じるものですから、この配置転換を3年を目安に異動対象とか基本的にそういうふうにお答えいただいておりますけれども、主査以下の職員に自己申告、これを出させていると。前に町長は面接を行うと。個別面談で本人の話しをしながら、本人の希望もあるでしょうし、考え方もあると。そういうことも参考にしながら適材適所の異動を心がけたいというように前におっしゃっていたんですが、昨今の異動で感じるのは、1年もしないうちにまた同じ職場に戻ってきたり、何か生かされていないものが感じるものですから、単純に数合わせということではないのですけれども、やはり配置転換のことについて、そういう面談だとか自己申告だとか、そういう手法でやられているのであれば、そういうことは起きないのではないかと。

など思うんですけれども、それあたりについて何かあればお答えいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 自己申告を採用したというのは、いわゆる主査職以下ですけれども、これは私がやってみようということで提案をしてやるようになったわけなのですけれども、そういう中で職員の人たちがいろいろ書いてきます。いろいろ書いている中を加味しながら異動の参考とさせていただいているわけです。もちろん、人によっては、はっきりこの場所で働きたいというふうに書き込んでくる方もいますけれども、それがたまたま何人も集中する職場だったりとか、そういう現実もあります。そこに全部その人たちの希望どおり行かせるというわけにはいきませんので、そういうことも加味しながらやっています。そもそも、技術職等につきましては、そのその仕事のために必要であるので採用しているわけですから、そこから異動するということは考えにくい状況ですけれども、いわゆる一般職というのは、まさに一般のとおり採用の時点から異動の対象、どこどこへ行くといえますか、それは採用の時点から了解済みの話だと思います。そういう中でみんな経験を積んでいくものだというふうに思っていて、それで、それをもとに一定の今の私の状況からいけば、3年というのを一つの目安にして行っているというところであります。この一般職の方たちも、その行った先で、その仕事に非常に興味を持って自分でいろんな資格を取っている人たちもいます。複数の資格をそういう実際の仕事に関連して積極的に仕事に意欲を持ってやっている方たちがいまして、そうするとなかなかその人たちを異動しづらいというか、でもそういうふうに積極的であるということは、やはり非常にいいことでありますので、この積極性を他の部署でも使いたいなどというのは、当然動かす人間としては思うわけでありまして、そういうことも含めて人事ですので、いろんな全体の様子を見ながら進めていっている状況でありますので、そのところはぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、個人面接といえますか、それは行っておりません。面接をやるのは、今度は逆に主査職以上といえますか管理職、そこは毎回副町長が中心となりまして、個別に課の全体のこと、あるいはグループ全体のこと、そして自分のこと、そういった

ものを含めて、これは面接をして、そして状況をつかんでいるというような状況です。あえて若い方たちとの懇談という場所につきましては、今もう随分になりますけれども、若い人たちが企画をして、わいわい交流会というのをやっています。これは、今年は今週の金曜日だと思いましたがけれども、毎回、勤務が終わってから、ゴミ袋を持って道を違えてゴミを拾いながら、河岸公園の丸玉記念館に集結をしまして、そこでジンギスカンを食べながらくじ引きで席を決めて、ガヤガヤと管理職の方たちも含めて交流をやっています。「どうだ、今仕事は」とか、そんな話をしながらやったりしています。

それから、新入職員につきましては、これは町の中にあります焼肉屋さんがありますけれども、毎年そこで一定の期間が過ぎてから研修を終えて、そして町内視察も終えて、その後で職員との三役を入れて総務課と採用した人たちと焼肉交流会をやっているわけですが、そういった中で「どうだ、五月病にはならないで済んだか」とか、いろんな話をしたりしているところですが、今年は、「五月病になりそうでした」という話が出てちょっと驚いたんですけれども、「何でだ」というふうにして聞くと、やっぱり今までの学生の時の生活のパターンがごろっと変わって、8時半から勤務が始まって、電話は次々入ってくるわ、それからいろんな決められた仕事はしていかなくちやならないわということで、今までの学生生活とは違ったパターンになってくるので、やっぱり戸惑いを感じながら、ちょっと落ち込んでくるというか、そういうこともあったというふうに本人が語っていましたが、それも克服しつつ、今やっているんだなということで、職員との交流の部分については、そのような形で進めているということで付け加えさせていただきます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] いろいろやられているということは、お答えで伺いましたけれども、そこでこの配置転換の中で、管理職へのいわゆる昇進、職場には昇任、昇格、昇進と三つぐらいあるんですけれども、いわゆる管理職への昇進の基準または考え方について、町長はどういうふうを考えて行われているのか、お聞きをしたいと思います。



○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは人事上の問題ですので、あまりお答えはできませんけれども、先ほど言いましたとおり、自己申告書だとか、それから副町長が行っていき管理職への面接、そこでは、そこの中での職員の状況や何かも話し合うわけですから、そういったことを参考にして、そして今進めようとしているところの適材適所だとか、そういったことも含めて、そして定年退職をされる方だとか、先ほどの中途退職、もうちょっといてほしいなという方も家庭の事情だとかさまざまありますので、そういうふうにしてやめられていく方の、やっぱりだれを対応させていくか等々を考えて配置をしているところです。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] いわゆる昇進については町長の権限ですので、町長の考えでやられると思うのですけれども、昔と違って年功序列というのはないので、恐らくいろんな評価を得て昇進のことを考えられていると思います。町長に逆らったら昇進しないとか、そういうことはないと思いますけれども、いわゆる風通しのいい職場環境、昇進だとか配置転換含めて「ああ、なるほど」と、これだったらみんな一生懸命に仕事をするなど。そういう雰囲気というのですか、そういうものを考えながら実施していただきたいなと思います。

そこで、新規採用で新卒は先ほどからいろいろお聞きしたんですけれども、社会人枠で新規採用されております。来年も3名ぐらいということホームページで出されておりますが、これまで社会人枠で採用した職員の評価について、どういうふうに町長は感じているのか、それあたりについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 社会人枠、これまで初めてやりまして3名採用いたしまして、今働いているところでございますけれども、それぞれ前職、それぞれの会社でやってきて、そしてこの町で今度は町職員として働いてもらっていますけれども、いずれも立派な職員だなと考えています。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] とすると、来年は3名社会人枠を採用すると。今

の町長の答弁でいくと、また今後もこういう社会人枠を継続してやるという考え方でよろしいですか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 社会人枠を採用するという考え方の中に、いわゆる人件費の抑制がずっと以前からありまして、7年ほどのブランクがあるんです。採用していない時期というのが。ここを埋めるために、何とかそういう力量を持った社会人の方たちに入ってもらえないかなということで年齢枠を設けて進めてきたところですが、もう今さら例えば50代の方を採用するだとか、そういう状況にはなかなかありませんので、やはり40以下ぐらいのところを今空白だったところを埋めてきているわけでありまして、それで今十分な体制かというところ、その7年の過去が今のしかかってきている部分があり、少しずつ改善はしてきていますけれども、そここのところはまだ改善できていないところがありますので、そういう埋めるのにふさわしい社会人の人が面接に来られれば、これはぜひとも採用していきたいなというふうに思っています。ですから、前は、例えば社会人枠を採用したときは、2名の公募だったんですけれども、確か19人ぐらい来られまして、なかなか皆さんいい感じだったので、1人枠を増やして3名採用したわけですが、例えば今回3名といってもいなければ1名になることもありますし、2名で終わる、あるいは4名に逆に増やすということも、これは面接次第によるかというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 〔登壇〕 わかりました。

それでは、次に移りたいと思います。これまで、一番目からいろいろお話をお聞きしてあったところです。そこで、いろんな課題が津別の役場の職員の人材育成だとか職場環境、今後課題がいろいろあると思います。そこで何点かお聞きしたいというふうに思います。

いわゆるいろんな問題が起きるのは、職員を育てる手法だというふうに思います。当然、職場に採用されたら、いろんな仕事を覚えながら、いろんなものを吸収してそれぞれ知識を蓄えて幅広く仕事をするというふうになろうと思いますが、職員を育て

る手法で、まず一つ目に聞きたいのは、職場環境で仕事をする、町の管理職含めてそれぞれ配属された仕事を、新しい新規採用含めて配置転換になった職員がいかに働きやすく職場をどういうふうにするかという話し合い、それについてどういうふうに行われているのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 人材育成と職場環境づくりについてのお尋ねだと思います。職員を育てる手法において、最も今重視していることにつきましては、世代継承、つなげていくということです。世代継承の実践であり、仕事をともに進める仲間として成長させ、部下を育成させていくことだと考えております。例えばですけれども、職人は、修行を経て親方となり、そして若い弟子の面倒を見ながら技や心構えを伝えて一人前に育てていきます。地方公務員の職場におきましても、同じことが言えると思います。これまで、平成22年度以降、津別町の人材育成基本方針に基づきまして、必要な専門知識や法律に関する研修を進めているところでありますけれども、職員の成長には何よりも良質な仕事の経験と、上司や先輩の指導と影響が大きな役割を果たすというふうに考えております。人材育成の実践の場は職場でありまして、その基本は世代継承であり、そのことを意識した職場環境づくりを今後とも進めてまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 仕事が職員を育てることなんですけれども、どこの職場でも同じだと思いますが、仕事における経験、いわゆる仕事そのものが人材育成の教材、そういう形になるのではないかなと。今パソコンの画面を見ながら漫然と仕事をしているように見えるのですけれども、それだけではなかなか職員というのは育たないのではないかなというふうにも感じるものですから、それあたり工夫、仕事を、例えば、なぜこういうものをなぜするんだとか、そういう職員が自覚を持って仕事をしているかどうかちょっとわかりませんが、それあたり少し職場環境の中で取り入れながら仕事が職員を育てるといった一つの観点でやっていただきたいなと思います。

次に、先ほども町長の答えの中にいろいろあったのですが、職場がいろいろ職員

のメンタルヘルス含めて関連があるんですけども、職員が職場でチームワークをとりながら人間関係含めて仕事をする。その職員の人材育成を左右するのは、先ほどの話にもあった職場の雰囲気だというように思います。いろんな管理職がおられると思いますけども、難しい顔をした管理職も中にはおられますけれども、やはり職場の雰囲気をそういうふうにやわらげて職員を育てるというのは、管理職の姿勢というのですか、そういうものが非常に重要ではないかなと思いますが、それあたりについて町長はどういうふうに感じているかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 議員には議員の見方があるというふうに思います。難しい顔をしている管理職もいるかもしれませんが、ここにはすべて管理職がそろっておりますので、今の議員のお言葉をそのままそれぞれの管理職が聞いたと思いますので、そのことも踏まえて、また今まで何もしていないわけではありませんで、いろんな苦勞しながら管理職も対応しているわけです。しかし、議員から見ればそういうふうにも見えるということですので、心してまた対応してまいりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 管理職はもとより、私もしょっちゅう役場に行くんですけども、役場庁舎内で町長、副町長が歩いているのはあまり見たことはないのですけれども、特に、町長が歩いているのはほとんど見たことはないのですけれども、町長は職員とのコミュニケーションというのは、どういうふうに行われているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） しょっちゅうは歩いていませんけれども、たまには歩いて出ています。コミュニケーションは先ほども言いましたように、わいわい交流会だとか、それから12月の御用納め、その日の後、昔全員で交流会をやっていましたけれども、かなりの長い間それはやめておりましたけれども、そういったものを復活させて、そしてそういう場でも、できればお酒を飲みながらあちこち回っていろんな話を聞きながら、それも一つの私の仕事だと思いますので、情報を聞いたり、あるいは対応をして、そういう中で本音もまたいろいろ聞けますので、それをまたいろんなところで考

慮しながら対応しているということも時々あります。そんなことで対応しているところでもありますので、ご理解をいただければと思います。

それと、先ほど職員がパソコンに向かって仕事をしているように見えるけれどもということなのですけれども、パソコンに向かって仕事をしています。昔は例規集だとか紙ベースが中心でしたから、それに向かって目を通して仕事をしていますけれども、媒体がすっかり世の中が変わっていますので、パソコンを見なければ全く仕事にならないという状況です。そこにさまざまなものが蓄積されておりますので、画面展開によって、すぐそのところにたどり着けるような実に便利な今世の中になっておりますけれども、そういったことが人が少なくなって、そのパソコンのここに入っているよというようなことで、もし終わっているのであれば、なぜそういう表をつくってあるかだとか、いろんなことをグループ内で話し合ってもらえればなというふうに思います。

昔は自分も若いときはよく見る光景の中に、役場の中でごみ箱に座って、あっちに行ったりこっちに行ったりしながら話をして、町民から見れば仕事をしないでだべっているというようなそういう見方もあったわけですがけれども、そこから見ると圧倒的に職員の数が少なくなっている現状もありますので、やはり過去から見れば仕事の密集度というのですか、それからそれに対応する時間というのがかなり濃密になってきているという状況にありますので、そこは担当セクションといいますか、職員の健康を考えたりするところもいろいろ考えながら、そして中には安全衛生委員会もありますので、そこでしっかり話をして、職員の心の健康だとか、体の健康を合わせて改善して、できるものはしているということで今後とも進めてまいりたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 町長は18年の12月に就任して、その後、平成22年にグループ制を導入してこれまできております。グループ制の弊害、それからメリットもありますけれども、これまでずっと職員の関係についてお話ししたのですが、やはりグループ制で起きる、そういう職員のメンタルヘルス不調というのか、そういうものが起きているのではないかと感じますし、この3月、町長はグループ制を見直し

したいと。できればどういうふうに関後やるかわかりませんが、それあたりのグループ制の見直しについて、今後どういうふうに進めるのか、今の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） グループ制の内容については、そういう職場内に機関を設けて、そこでしっかり検討させてもらっているところです。後で担当課長のほうから何かあればお話ししてもらいますけれども、要は見ていてグループ制をごろっと変えるということではなくて、その中の不都合、例えば先ほど申しましたけれども、同じグループの中に主査が複数いて、どっちが担当なのかということと主担当、副担当というそういう分け方もしてきましたけれども、責任の所在というか、そういうことも何となくはっきりしないと、あれもこれもやらなくちゃならない立場になっていますので、そこで一つ係長というふうな、2人いればその中心になるのはあなたですよというふうにはっきりさせたほうがいいのではないかということで、この4月から過去にありました係長という名称を復活させて、今進めているというのも一つでありますので、ご理解していただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） 今後のグループ制の見直しに関しましての一つの考え方でございますけれども、わかりやすい例で保健福祉課、グループ二つございます、健康医療と福祉に関するほうの二つがありますけれども、ここがほかの課のグループとちょっと異質なところがあります。介護と福祉のところには、要するに福祉部門の担当があり、それと包括支援センター、そして介護に関する業務ということで三つに分かれています。ここら辺が他の課と同じような形で明確にグループに三つに分けるとしたならば、それを何々係ということで全庁統一的な形として進めていくことができます。それぞれの担当には少なからず主査が配置されております。今保健福祉課の例を言いましたけれども、三つある担当を三つの係にするような形にしたとしたならば、全庁すべて何々係というような形で、今年試験的に係長を複数の主査がいるところは係長を発令をさせていただきましたけれども、条件が整えば、今私が話をしたようなことも一つの方向として対応を進めていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 最後にお伺いをしたいと思います。

職員の人材育成の中に、職場はもとより対町民の関係があると思います。役場の中にはいろんな団体を抱えておられるし、窓口業務含めて町民と接する機会というのは非常に多く、それぞれ窓口の担当者というのは比較的経験年数が浅いというか、そういう方が多いのではないかと思いますけれども、それあたりについて、いろいろ町民の方の声を耳にすることもありますが、あれがいいとか悪いとか、何か態度が悪いとかいろいろあるのですけれども、町民との関係で職員をどういうふうに育成して、よりよい町職員にするか、それらについて町のほうで考え方があればお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 町民との関係などについてのお尋ねでありますけれども、窓口の業務や電話対応、また各団体の事務局としての事務など、さまざまに町民の皆さまと接しているところであります。

こうした中、対人関係がうまくいかないということも報告を受けております。今たまたま議員があれがいい、これがいいということも私の耳にも入ったりするわけですが、そのことが非常に職員にとってのストレスの要因にもなっているというのもまた事実であります。町村職員というのは、大きな市の職員と比べますと、複数の仕事を一人でこなしますので圧倒的に大変な仕事です。一方、複数の仕事をこなすことによって、マルチ型の職員になっていきまして、これがいい意味では、さまざまなことに見通しがきく職員に育っていくということもあります。そうした状況も踏まえまして、先ほど述べましたとおり世代継承の重要性を理解する上司や先輩が、部下や後輩とコミュニケーションをとりながら成長を促していくことが重要でありまして、町民の皆さまにもぜひ場面場面で職員の成長にお力を貸していただければ大変ありがたいなというふうに思っておりますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] いろいろお答えいただいて、これからいろいろ課

題もあろうと思いますが、今役場庁舎建て替えというのが今始まって、平成 33 年には新しい庁舎に皆さんが、職員が入られて仕事をするわけなのですけども、やはり新しい庁舎に入って、職場が働きやすくなったというか、それを含めて町民の反応もいいようにできれば町長を先頭に努力していただきたいなど、そういうお願いを申し上げて終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩といたします。

昼食休憩 午後 0 時 4 分

再 開 午後 1 時 5 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、3 番、村田政義君。

○3 番（村田政義君） [登壇] 議長のお許しをいただきましたので、先に通告いたしました 2 点についてお伺いをいたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最初に一点目の花いっぱい運動についてであります。本年度の町政方針において、花のまちの推進については、引き続き樹木を含めた花を活かしたまちづくりの取り組みを進めるとありますことから、次の点についてお伺ひします。

自治会、老人クラブ、事業所と花壇の取り組みがされているのは、現状の中で何箇所あるのか、まずお尋ねしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君） 村田議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） 花壇の取り組み状況についてのお尋ねでありますけれども、花いっぱい運動は、自治会連合会をはじめとする 8 団体で構成する津別町花のまち推進協議会を中心に行っています。この協議会から花の苗の配付を受けまして、花壇やプランターなどを管理している団体や施設は 21 団体あり、このほか、協議会から定額補助を受けて、自分たちで花の苗を育て、花壇の管理まで行っている団体が 4 団体あります。この 25 団体のうち、自治会が管理している花壇は 3 カ所で、老人クラブが管



理している花壇は2カ所となっています。そのほかは、施設周辺の環境美化としまして、各団体が管理しておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君）〔登壇〕 ただいま町長のほうから現状についての回答をいただきましたが、私の記憶からすれば花の咲き誇る町にと、花のまちが推進され、町内各地の集会施設、あるいは老人クラブ、企業、そして各学校など町内全域でこの花のまち運動が大きく取り組まれたのではないかというふうに感じておりますが、今の回答をいただき、その当時50を超える花壇ではなかったのかなという私も認識しておりますが、それから見れば大きく減少したのではないかという感じを今持ったところであります。

そこで、一番目の関係と二番目の関係にも関連がありますので、次の項目に入らせていただきたいと思えます。

二つ目として、自治会との花壇の取り組みや花壇コンクールについて、高齢化により減少傾向の中、フラワーマスターの認定や先進地視察でグレードを高めていきたいとしていたが、今後どう進めていくのかお聞かせを願いたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 高齢化により花いっぱい運動が減少傾向にある中、今後どのように進めていくのかというお尋ねだというふうに思えます。

これまで、花のまち推進協議会は、自治会内の花いっぱい住民運動の育成助長やうるおいのある美しいまちづくりに寄与することを目的に、花壇コンクールや各種研修事業、さらに役場バスターミナル近くの花壇の整備などを行ってきています。

昨年、39回を迎えた花壇コンクールは、対象花壇が11カ所と少なくなりましたが、日ごろの管理のご苦勞をたたえ合いながら、出来栄を広く周知する機会として、今年も開催する予定であります。

毎年、各団体から参加者を募りまして、先進地視察も行ってきましたが、どの訪問先でも高齢化や担い手不足の状況が聞かされます。現在、これまで築いてきました住民の協力体制を生かしながら、花のあるまちづくりをどう進めるか模索しているところでもあります。

また、津別町フラワーマスター連絡協議会につきましては、平成 24 年度に町内で開催したフラワーマスター認定講習会をきっかけに発足いたしまして、現在会員数は 23 名となっております。この団体は、国道沿いの休止した自治会の花壇を復活させたり、五差路のモニュメントに花を設置して管理するなどして、花いっぱい運動の指導、実践者として協力をいただいているところです。

各自治会に対しましては、次年度の花壇復活の願いを含め、花の配付希望調査を毎年 11 月ごろ行っておりますが、平成 30 年から 1 自治会が復活し、1 自治会が休止するというふうに聞いているところであります。

花いっぱい運動は、住民運動として花植えや草取り作業などをおしまして、多くの地域住民が集い、一緒に作業することで交流や環境美化につながっていましたが、高齢化や人口減少、住民意識の希薄化により、活動が縮小してきたことから、今後、自治会花壇が復活または増加することはあまり期待できないのではないかと考えられます。しかし、長く継続してきた花いっぱい運動の精神は、花壇という規模の大きなものは減少しているところですが、最近はガーデニング用の花の種類も豊富であり、気軽に花植えを楽しむ方法も多く紹介されていますことから、プランターや自分の庭を利用して好みの花を飾るお宅も増えまして、華やかな状況も見受けられているところであります。

今後も花のまち推進協議会を中心に事業を進める考えであります。フラワーマスター連絡協議会の手助けを得ながら、講習会や先進地の視察なども行い、花に興味のある住民を増やし、花を生かしたまちづくりを進めていきたいと考えているところであります。

また、道内各地で行われているフラワーマスター認定講習会への参加呼びかけや、あるいは町内での講習会を積極的に開催することによりまして、フラワーマスターの増加と研鑽への支援を行っていく考えでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 3 番、村田政義君。

○3 番（村田政義君） [登壇] 今の回答をいただいて、減少傾向にある花のまちを推進、高めていくために津別町のフラワーマスター連絡協議会がさまざまな形で努力されている。そのことに対して、まず敬意を表したいというふうに考えています。

そこで、町長にお聞きしますが、49 自治会ある中で、戸数の減少や高齢化によって継続を断念し、花壇が放置され雑草地になっている箇所も何カ所か見受けられる状況になっているのではないかというふうに私も感じております。その休止した花壇の復活など、フラワーマスター連絡協議会の中で、先ほど報告があったようにいろんな取り組みはされておりますが、とりわけ、回答の中で自治会の花壇が復活、また増加することは期待できないとしているが、やはり花のまちを今後も推進していく上で、自治会における花壇の復活、あるいは拡大というものが重要ではないかというふうに感じておりますが、これらに対して町長として方策というか、何か手立てがあるのか、その辺についてまずお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 自治会の花壇につきましては、やはり先ほど言いましたとおり高齢化等々の問題があって植えていない、そのままの状態にあるという所もあります。これにつきましては、これからまた自治会のほうとも相談になるとは思いますけれども、例えば撤去をするというようなこともあるでしょうし、もう少し待ってもらえれば復活することができるだとか、いろんな所があるというふうに思いますので、それら意向を聞きながら対応してまいりたいというふうに思います。

そして、あまりこういうことを無理強いしてやるものでもまたないというふうに思いますし、自発的に花を飾ることによって、気持ちも安らいだりとか、心豊かになると、町の美観にとっても非常にいいと、そういうところにいわゆる見せ方というのですか、そういうところも見ながら、ここの所はしっかりそれなりの花壇を置いていたほうが町の印象が随分違うよね、というようなこともあるというふうに思いますので、これらにつきましては、研修だとか講習会を重ねて、フラワーマスター協議会だとか、あるいは花のまち推進協議会、こういったところとやれるところから進めていくというふうにしたいと考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 3 番、村田政義君。

○3 番（村田政義君） [登壇] 言われていることは十分私も現状の中では理解をする一人ではありますが、とりわけこういった取り組みについては、地域住民の協力が

なくては大変厳しい取り組みではないのかなというふうに感じているところであります。

とりわけ、減少した要因については、高齢化や人口の減少もあると思いますが、花を植えた後の管理面への大変さが減少になった大きな要因の一つではないかというふうを考えられます。これは、当然、高齢化とか人口減少にもつながっていくことは間違いありませんけども、やはり管理面が一番大きなウエイトを示しているのではないかと私自身も感じています。なぜ、そのことを感じるかと言えば、過去に私の住んでいる地域の中でも、自治会あるいは老人クラブ、学校など、こういった花のまちを推進するための取り組みをしておりましたが、やはりその中で休止の大きな理由というのは、やはり植えることはやぶさかではないんです。ただ、植えた後、日常的な管理面、毎日天候によっては水をやらなきゃならない、草もとらなきゃならない。ときには、咲いた花の手入れもしなきゃならないとか、そういったもので管理面が非常に重くのしかかってきて休止をせざるを得ないというのが、私はそういう実態があるのではないかなというように感じています。やはり、この管理面について、試行錯誤しながら進めていくことが花壇復帰への大きな要因になるのではないかという考えを持っていますが、この関係についていかがでしょうか。お答え願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） やはり、植えたところが一貫して管理をしていただくというのが筋だというふうに思います。それができないから勘弁してほしいといいますか、そういう状況になっていると思います。

具体的に何か管理を、植えて、その後対応するということについて、思いつくことがちょっとありませんけれども、例えば、そこにお金を払って人的なことというようなこともあるかというふうに思いますけれども、そういう形でしていくというのは、見栄えのいい所といいますか、やっぱり津別に入って来て、きれいな所だなというような所は、多少お金をかけながら整備をしていくということも考えられるというふうに思いますけれども、その地域地域の中で、ちょっとした気持ちで、うちの何々自治会の所には、この所にちょっと花を植えてみようかなということを、今花壇コンクールということで大々的なものでありますから、それをちょっとしたものにまた変えて

いくだとか、これぐらいならできるだとか、そういうこともあるのではないかなど。そこもできないという所もあるかもしれませんが、これはいずれにしても自治会の協力がどうしても必要ですので、そこと連合会などを含めて協議をさせていただいて、どんな形なら一つ、二つ、三つとまた増えていくというか、戻っていくというか、そういうふうになっていくのか話し合いをしていくことが必要かなというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君）〔登壇〕 お金の問題も多少話がされました。町長の回答からすれば、津別に入って来て、見栄えのいい所については多少お金をかけて手入れをすることも必要かなということではないかと思えます。そうでない所、例えば集落地含めて国道沿いの手入れを含めて、そこまでは考えていないのかなというふうに私自身も実は今回答を聞いて感じたところでありましてけれども、やはり、今日の段階で、やっぱり今町長のほうからも回答があったように、私の認識もそうですが、また、それぞれの自治会の方にもお尋ねして聞いたところ、同じような認識に立っているのかなということ、やはり今自治会にそのことを求めても、かなり花壇の復活は難しいのかなという認識を私自身もしております。しかし、美しいまちづくりを推進していくことは、私は重要でないかなという考えの中で、そこで提案をさせていただきますが、やはりわが町を花の咲き誇る町にと、花のまちを今後も推進していくという考えであれば、やはり町が予算をつけて一つの業者、あるいは別な方法もあると思えますが、委託をしてこの取り組みをしていくということも、一つの方法としてあるのではないかなというふうに実は感じています。

そういったことからして、この委託の関係について、考えられるかどうか、考えをお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 現時点でどこかのところに委託をして進めるという考えはありません。先ほど言いましたとおり、フラワーマスターの方たちも、これも振興局のほうにお願いをしてぜひ津別で開催してほしいということで、すぐにはできないけれどもということで、言うてから2年後ぐらいに開催していただけることになりまして、

そして知事からの認定書を受けるという形をとっています。そういう意識のある方たちをまずは増やしていった、そしてできることから少しずつやっっていこうという方式を今進めていますので、いきなりお金をかけて、ここをやってください、これをあなたの店でやってくださいというようなことでいくまでには、ちょっとどうなのかなというふうに思っているところです。

協議会のほうにも、今交付金として 130 万ほどの助成を苗木代含めてですけれども渡しているところです。そこで、研修もされていますし、そして今年は弟子屈のほうから津別の町に花の団体が視察に来るといってお話も聞いております。そういう中で、交流というのも一つのポイントになってくると思いますので、こちらからもいろんな所に出掛けていますし、また津別にも来てくれるそういう団体もありますので、そこでこういう悩みの中で、お宅ではどんな工夫をしているのかというようなことも、交流の場で意見交換しながら、そこで、それなら津別でもできるというようなことを見つけて、一つ一つ進めていくべきかなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 3 番、村田政義君。

○3 番（村田政義君） [登壇] なぜ委託制の関係について話をしたかと言うと、今町長のほうからフラワーマスターの取り組みとか、いろんなことも話がされました。これは皆さんに聞いているわけではないんですが、フラワーマスターのメンバーの中にも、やっぱり今休止した花壇、先ほど町長のほうからも回答があったように、例えば、柏町の花壇について復帰をさせたり、例えばいろんな部分で今取り組みがされている。例えば、役場前にプランターを置いたり、また、五差路の所に置いたり、こういった取り組みもフラワーマスターのほうで、協議会のほうで取り組みがされていますが、やはりプランターの数についても、やっぱり今後減らしていきたいんだと。もう限界にきているんだよねという話も実は耳にするんです。だからそういったことからして、確かにそのの所をお願いをしていくのも重要だと思いますけども、やはりそういうことも含めてちょっと耳にしますものですから、やっぱり津別町として花の咲き誇る町、花のまち推進協議会を推進していく上において、やっぱりもうちょっと工夫が必要なのかなということで、私は委託制も取り入れるべきではないのかなということで申し上げておりますから、ぜひその辺については、ご理解をいただきたいし、

この関係についてももう一度町長の見解を聞かせていただきたいと思います。同じ回答になると思いますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 実は、このフラワーマスターには、私も教育長も認定を受けて講習を受けていますので、この23人の中にも入っております。

そういう中で、総会にも出させていただいていますので、状況についてはよく承知しております。そういう中ではありますけれども、まだやっぱり会長含めて一生懸命やっっていこうということで、そして大通りの花、五差路の所に飾るのも、私も教育長も参加して飾ったりしていつているわけでありましてけれども、今まだできる状態ですので、それを進めていって、さらにできるだけ広げていきたいなという取り組みですので、そこを大事にしていきたいなというふうに思います。

そして、現実には、先ほど25団体、花壇の管理ということでお話しさせていただきましたけれども、自治会と老人クラブで対応していただいている所が五つなんです。残りの20カ所というのは、かなり学校だとか、それから公共施設ですから町の職員だとか、そういう方たち、それから消防だとか、そういう方たちが大分かかわっている状況になっています。ですから、それはそれとして職場の近くで少しでも花を見せていこうということの取り組みをやっておりますので、そこをまずはしっかり対応をして、そして町歩きなんかをしながら、ここにもこんな感じであるといい感じになるのかなというようなことを、これからまちなか再生事業も始まってまいりますので、そういう中で、町の様子も変わってくる形になってきます。そうすると、木だとか花の置く場所というのも当然いろいろ出てきますので、そこを今度だれがどんなふうに管理していくかという問題もまた出てきますので、それらも含めてやっぱり夢のあるというか、きれいな、美しいまちづくりというのを協力を得ながら進めてまいりたいと考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] なかなか委託制については、ちょっと難しいのかなというふうに私も今町長の回答を聞いて感じているところでもありますけれども、やはりそこをやっぱり切り替えながら、やっぱり花のまちを推進していく上に

において私は必要でないのかなという認識を持っています。もう一つは、これを取り組むことによって雇用の確保というものも一つには考えられます。そういったところも含めて提案をさせていただいていますから、難しい面もあると思いますけれども、このことについて今後の課題としてフラワーマスターの役員会、あるいは総会の中においてもこういったことも取り上げながら議論され検討されることをお願い申し上げ、この質問については終わらせていただきたいと思います。

次に、上里の桜並木についてであります。上里沿いの桜は、非常にこれは植樹祭も含めて行いながら植え、かなりの本数を植えています。現状の中では、枯れた箇所も見受けられますけれども、やはりこの街道については、桜並木になって非常に見栄えもよく、将来この桜並木が本町の名所の一つになることが期待されることから、次の点についてお伺いをしていきたいと思っております。

この関係については、山内議員のほうからも話があって、手入れをする方向になっておりますけれども、枯れて、抜けている箇所への苗木の補植なども必要ではないかと思っておりますが、その考えをお聞かせ願います。

○議長(鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) 上里の桜並木の対応についてのお尋ねでございます。

この並木道は、昭和63年から5年間、町民植樹祭で植栽いたしまして、鹿、ネズミの食害や風雪害がありましたけれども、今日、見栄えがするほどにまで成長しているところであります。

補植につきましては、昨年の9月の定例議会におきまして、山内議員からも同様のご質問があったところでありまして、その後、管理について検討を行いまして、冬期の雇用対策の一環といたしまして、既に枯損木を除去しております。この秋には、樹高3メートルほどの桜の木を50本補足することといたしているところであります。

桜にとりましては、あまり条件の良い地ではありませんけれども、通る人々を和ませる名所であり続けるために、今後とも適切な管理を行っていきたくと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 3番、村田政義君。

○3番(村田政義君) [登壇] 枯れた箇所については、秋に補植をするということ



でありますから、ぜひそういったところの対策をお願いしたいと考えています。

そこで、枯れた原因は、ネズミや鹿、あるいは風雪災害などが挙げられますが、私も現地を見て思うことは、特に被害に遭った箇所、この箇所は笹地です。特に笹地であり、そしてネズミによる、実際に枯れている根本もちよっと過去に見たことがあるんですが、大半がネズミによる被害が多いのかなというふうに私自身も感じているところでもあります。そのことから、補植を今年秋にやるということでもありますから、その補植した苗木の周り、当然笹は除去されると思いますが、その周りにネズミの浸入防止対策として何か方策を考えているのか、まずそのことについてお聞きしたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 産業振興課参事。

○産業振興課参事(小野敏明君) 補植した後の対応ですけれども、野ネズミ剤を周りにまくことと、あと前回、平成11年に補植をしたときにも鹿の害もあるということで、鹿が嫌がるにおいを付けたとかということもお聞きしておりますので、当時の対応を含めて行いたいと思います。あと、枯れている所は、やはり周りに木がなくて、まともな寒風が吹き荒れている所が多く枯れているかなと思いますので、その辺の対応はなかなか難しいかなと考えております。

以上です。

○議長(鹿中順一君) 3番、村田政義君。

○3番(村田政義君) [登壇] 植えた後に野ネズミ剤あるいは、確かに私も前に植樹祭に参加して植えさせていただいたのですが、そのあとやっぱり鹿の対策ということで何かぶら下がっているものがあるなというふうに感じたのは記憶にあります。当然、それは鹿の近寄らない方策だと思いますが、ただ、私も林野出身ですから、林業の関係については、いろんな経験をさせていただいています。野ネズミの防除対策として、周りに2メートルぐらいの側溝を掘ったり、あるいは、今言われた野ネズミ剤をまいたり、いろんな方策を取り組んできたんですけれども、また肥料散布も含めて取り組んできた経緯がありますけれども、なかなか野ネズミ、ネズミを退治する、それを100%守るというのはかなり厳しい状況にあるのではないかというふうに私も経験上感じている一人であります。そのことからして、単なる野ネズミ剤とか、これ

だけでいいのかという感じがするんです。ほかに方法として、例えば、笑い話になるのかもしれませんが、ドラム缶のようなものを多少何十センチか埋めて、植えた桜を網とか、そういったもので防除するとか、こういうことが必要でないのかなという感じがするのです。ネズミというのは、皆さんもご承知だと思うけれども、4年に1回笹に花が付いて、実が付くんです。そのことによって、その年がネズミがすごく発生するというふうに使われているのです。これは合っているかどうかわかりません。私の認識の中で今まで聞いた部分では4年に1回、笹に実がついて、その年にネズミがすごく発生するというふうに使っていますから、そのことからして、やはりネズミの被害を未然に防止するとなれば、野ネズミ剤だけでなく、そういう防護柵というのも検討してみてもどうかということですが、担当の方、いかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（小野敏明君） 今議員がお話されました見識も我々もあまりありませんので、今後、議員含めて関係者の方とお話をさせていただきながら、対応を考えていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] ぜひそういったことも含めて、このあとの取り組みの中で検討していただければと思います。

また、枯損木の処理についても既に冬期間の雇用対策の関係でやったと聞いていますが、私もちょっと現地を見て、かなり枯損があったように見受けられますが、まだやはり枯損が一部残っていたり、あるいは、桜の周り、雑木が被いかぶさったりしている箇所も見受けられ、少し桜の花が咲いても見栄えがあまり良くないのかなという感じも一部見受けられる部分があるのですが、こういった所の状況なり整備というのは考えているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（小野敏明君） 被さっている木については、道路管理者の網走建設管理部の承諾をいただきまして、この春、人材活用センターでかなり処分をしたところなんですけれども、一部まだ残っているとすれば対応を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] 最後になります。こういった取り組みを今後していくということでもありますから、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

いずれにしても上里街道にあるこの桜並木が津別の双子の桜に引けをとらない、同じような津別の名所になるような取り組みを期待し、私の質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（鹿中順一君） これで一般質問を終わります。

#### ◎承認第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第4、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

佐藤議員は除斥の対象となりますので、退場を求めます。

（佐藤議員～退場）

○議長（鹿中順一君） 内容の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（横山 智君） ただいま上程となりました承認第7号 専決処分の承認を求めることにつきまして、内容の説明を申し上げますとともにおわびを申し上げますというふう存じます。

この専決処分は、職員が運転しておりました町有車両に起因する物損事故につきまして、損害賠償の額を定め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案書をめくっていただきたいと思ひます。専決処分第8号の記以下をご覧くださいと思ひます。専決処分の理由につきましては、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分を行ったものであります。賠償の理由といたしましては、町民植樹祭開催の5月13日、午前9時20分ごろ、産業振興課職員が庁舎東側駐車場から植樹祭会場に移動するため、バックにて方向転換をしようとした際、

後方をよく確認しなかったために、車両後部左側を被害車両の前部右側に接触させ損害を負わせたことから、その賠償を町が担うこととなったものであります。賠償の金額につきましては、車両の修理費 27 万円、代車料 9 万 5,040 円の合計 36 万 5,040 円であります。賠償の相手方につきましては、町内在住の議案書記載の方であります。

この物損事故につきまして 5 月 29 日、損害額が確定したことにより専決処分をさせていただき、相手方と物損賠償に係る承諾書を取り交わし、示談が成立したものであります。この事故につきましては、加入する保険会社より損害賠償金額全額を直接業者へ支払うことになることから、実際に町の支出が発生しないことを申し添えさせていただきます。

今回の事故につきましては、注意していれば十分に防げた、起き得なかった事故でありまして、相手の方にご迷惑をおかけしたことにつきましておわびを申し上げたいと存じます。

また、交通安全につきましては、日頃より注意を促してきたところではありますが、今回、このような事故を起こし、ご迷惑をおかけすることになりましたことにつきまして、おわびを申し上げるとともに、改めて安全運転に徹するように努めてまいりたいと存じますので、本件につきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

まことに申し訳ありませんでした。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 7 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

佐藤議員の入場を求めます。

（佐藤議員～入場）

◎承認第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて、損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） それでは、承認第8号におきます損害賠償の専決処分について、内容のご説明とおわびを申し上げたいと存じます。

専決処分第9号のほうをお開きください。賠償の内容ですが、地域おこし協力隊員が居住しておりました住宅の修繕料の賠償になります。相生のほうで活動していた隊員が使用していた住宅ですが、現在、北見にお住まいの方が家主として貸与された住宅となります。隊員につきましては、以前からの友人が相生に住宅を持っておりまして、それを無償で使わないかと紹介されておりまして、今年から移ることで確認していたのですが、実際には身の回りの物を少しずつ移しておりまして、今年になってからはほとんど利用しなくなったということで連絡を受けているところでした。賃貸契約の関係もありましたので、春になってから家の中を確認できるようになってから解約を受けてもらえるということで家主からも承諾を得ていたところでした。町の協力隊員の担当者からは家を空けるようであれば、水落としに気を付けるようにということで話していたところですが、ところがこの住宅につきましては、太陽光によるお湯をつくるシステムと給湯、それから暖房の両方をすべて同じポンプ、ボイラーで循環させているということで非常に複雑なものでありまして、専門業者でないと完全な水抜きができないもので、家主からは家を長期に空けるときのボイラーのスイッチを切らないでほしいということで、隊員それから前担当職員、それから地元の関係者の方も聞いていたところでした。隊員は、その意味をはっきり理解できなかったようで、

ほかの隊員の家と同じように自分で水落としを行ってしまい、4月になって改めて水をつないだところ不完全な水落としが原因と思われる凍結によりまして水漏れが確認され、シャワートイレやパネルヒーターなど計5カ所の機械類等をつないでいる導管等の交換、修繕が必要になりました。また、太陽光を利用したシステムには熱交換のための大きなタンクがあったのですが、これも一体になっていることから水抜きがされてしまいまして、空気を入れる箇所を別に開けていけば問題ないのですが、それも開けていなかったため真空状態となり、表面がでこぼこになり、もう使用ができない状況となってしまったところです。

隊員本人を含めまして、前担当者等の聞き取りも行いましたところ、家主から水落としをしないようにと言われていたことが確認できておりまして、さらに家主に連絡なく水落としをしているということから、家主の方には全く責任がなく、契約書に基づきます過失責任による負担的には借りた隊員本人がすべてとも言えますが、町といたしましては、細かい引き継ぎがされていなかったとはいえ、実際にその前の担当者が水を落としてはいけないということを聞いていたり、またその内容を知らない現在の担当者が水落としを誘導するとも言えるようなことも言うておりまして、隊員が北国生活に不慣れな者ということで指導もちゃんとできていない、また家主さんからは町のお願ひであるということで保証人や契約金や保証金、一切取らないで貸していただいた経過もあることから、町の責任もあるということで町も補償すべきというふうに考えているところです。

それで町と隊員でお互い協議しながら、お互い折半で対応しようということで隊員にも了解を得たところでもあります。修繕費用であります。本来であれば太陽光システムのタンクの取りかえ修繕が必要になりますが、家主さんのほうから太陽光システムを全部撤去して給湯と暖房を別々に管理できるボイラーを設置する方法、これのほうで今後の管理が楽ということもありまして、そういう方法が提案されまして見積もりをとったところ、少しでも安価になるということで家主と協議しまして、この修繕方法と金額で示談をすることになりました。家主さん、現在畑がありまして、つくりに来ているところで、そういうことで台所もトイレも使うことができず、できる限り早く修繕に取りかかれるようにということで、家主さんと業者さんが修繕工事の契約

を行う日に、その契約金額を賠償額といたしまして地方自治法第 179 条に基づく専決処分をさせていただきまして、家主、隊員、町の 3 者による示談を行ったものです。

示談の内容につきましては、専決処分にあります賠償の金額 114 万 5,448 円を工事を行う業者に修繕終了後に町が支払う契約でありまして、隊員がその半額を下回らない 57 万 3,000 円を別に定める方法で津別町に納めることとして示談契約を行っているところであります。

改めまして専決処分書なのですが、専決の理由、賠償の理由ともこれまで説明した内容を要約しまして処分書のほうに記載の理由としております。金額につきましては、記載のとおり 114 万 5,448 円ですが、これは宅内の暖房設備の改修工事が 42 万 7,248 円、太陽光システムの撤去費用が 27 万円、また太陽光システムを使わないボイラー交換工事は 44 万 8,200 円という内訳となっております。また賠償の相手方は家主であります記載の方となります。

なお、これにつきましては保険等の適用ができないということで、保険等の補填はないものとなっております。

改めまして地域おこし協力隊員につきましては、冬の生活の中で私たちにとっては常識とも言えるようなことがわからないことが多々ありまして、指導には十分気を付けているところですが、今回、担当者の引き継ぎ不足という点もありますが、水落としに気を付けてというのが家主と十分協議してという内容のつもりが、隊員本人には水落としをするようにと伝わっていた感もあります。言葉の意味をもう少し気を付けていればと思うところでもあります。隊員とのコミュニケーション不足であったことは確かでありまして、今後の指導方法等も含め十分に反省しているところでもあります。隊員も反省しているところですので、隊員を含め謝罪したいと思います。大変申し訳ありませんでした。

以上、承認案件の説明とさせていただきます。

承認賜りたく、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

4 番、乃村吉春君。

○4 番（乃村吉春君） 今回、地域おこし協力隊が言われたことを守らなかったから

こういう結果になったと思うのですが、過去にも民間の家を借りて地域おこし協力隊が津別で活動してもらっていますが、これを教訓にして、やっぱり万が一のことがあったときには個人負担が大きくなった場合、やっぱり負担に耐え切れないという部分もあるのかなと思います。そういうことで、役場で一応借り上げをして保険に入るという方法ができないのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） 現在、民間の家を借りているのはもう1件あります。そちらにつきましては、町のほうで借りるということになりますので、基本的に借りているほうは、家財はかけるのですが、家自体はかけられない状況なのですが、ですから今議員のおっしゃられた形になりますと契約の中に、それこそ負担するから保険をかけてほしいという形になるのが一番いいかなと思います。それは今後ちょっと検討に値すると思っておりますので、考えていきたいと思っております。

なお、今回の件は、もしそういうふうにかけてあったとしても、ちょっと状況としては自然災害とかそういう故意的な形として対象になりにくいという話は聞いているところです。今後それについてはぜひ考えていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君） そういうことで、中身としてはやっぱり町で借り上げて、本人にも保険料、結構高くなるようですので、保険料の負担も一部してもらおうと。そういう形でやっぱりわざわざ津別まで来てくれて、いろいろ活躍されている方ですので、そういうこともやっぱり考えておく必要があるのかなと思いますので、申し上げて終わります。

答えをいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） 保険のかけ方、いろんなかけ方も考えられると思いますので、十分考慮して本人に負担のないように、また、これは保険料がかかったとしても協力隊の経費として交付税措置の中でみられると思いますので、そういうような本人に負担のないような形でもできると思いますので、それも考えながら対応したい



と思います。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎議案第41号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、議案第41号 津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（千葉 誠君） ただいま上程となりました議案第41号 津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

説明資料によりご説明いたします。資料1ページをご覧ください。このたびの条例改正の理由につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（平成30年内閣府令第45号）の施行に伴うもの

で、改正内容としましては、認定こども園法に規定する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県及び指定都市の公示の規定の条項のずれにより行うものであります。

それでは改正条文につきまして新旧対照表にてご説明申し上げます。第 15 条第 1 項第 2 号につきまして、「同条第 9 項」を「同条第 11 項」に改めるものです。

議案書のほうに戻っていただきたいと思います。ただいまご説明いたしました内容を改正条文としたものであります。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上、津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 41 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 1 時 59 分

再開 午後 2時 10分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 42 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 42 号 津別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（千葉 誠君） ただいま上程となりました議案第 42 号 津別町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

説明資料によりご説明をさせていただきます。

資料 3 ページをご覧ください。このたびの条例改正の理由につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 65 号）等の施行に伴うもので、改正内容といたしましては、保育施設が不足している現状にかんがみ、保育士配置及び資格要件等が緩和されたことによる特例規定の追加及び建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 6 号）の施行に伴い、防火・避難に関する規制の合理化が図られたことによる避難用階段に係る規定について改正を行うものであります。

それでは改正条文につきまして新旧対照表にてご説明をさせていただきます。資料 4 ページをご覧ください。第 6 条第 2 号につきまして、「提供する保育をいう。」の次に、「以下この条において同じ。」を加え、代替保育に係る連携施設の確保が困難な場合の特例として、同条に第 2 項及び第 3 項を加えるものです。

資料 5 ページをご覧ください。第 16 条第 2 項につきまして、食事の提供の特例としまして、保育所、幼稚園、認定こども園から調理業務を受託している事業者を指定できることを第 4 号として加えるものです。

資料 6 ページをご覧ください。附則第 1 条につきまして、「施行の日」の次に、「(以

下「施行日」という。)を加えるものです。附則第2条につきましては、「以下「施行日」という。」を削り、「又は事業を行う者」の次に、「次項において「施設等」という。」を加え、「施行日」を「この条例の施行の日」に改め、同条2項として食事の提供について施行日以降に認定を受けた施設について、第1項の規定にかかわらず10年の経過措置を設ける内容を加えるものです。

7ページをご覧ください。附則第3条につきましては、「施行日」を「この条例の施行の日」に改め、附則第4条におきましても「施行日」を「この条例の施行の日」に改めるものです。

8ページをご覧ください。附則第5条につきましても「施行日」を「この条例の施行の日」に改めるものです。附則第5条の次に小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員の配置、資格要件に係る特例として見出し及び第6条から第9条を加えるものです。

10ページをご覧ください。別表第1につきましては、建築基準法施行令の一部が改正され、防火、避難に関する合理化が図られたことに伴い、小規模保育事業A型を行う事業所の4階以上の階の避難設備について、11ページをご覧ください。別表2につきましては、同様に建築基準法の施行令の一部が改正されたことに伴い事業所内保育事業を行う事業所の4階以上の避難用設備について改めるものです。

議案書のほうに戻っていただきたいと思えます。ただいまご説明いたしました内容を改正条文としたものであります。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上、津別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第43号

○議長(鹿中順一君) 日程第8、議案第43号 津別町下水道設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(石川 篤君) ただいま上程となりました議案第43号 津別町下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

改正の理由につきましては、平成30年3月に津別町特定環境保全公共下水道事業計画(平成25年から平成29年)の計画期間を、上位計画である津別町総合計画(平成22年から平成31年)との整合性を図るため計画期間を延長したことにより、計画処理人口に変更が生じたため変更をするものでございます。

説明資料の12ページをお開きください。改正理由につきましては、先ほど申し上げたとおり、計画期間を延長したことにより、計画処理人口が変更となったためでございます。改正内容につきましては、条文のうち第3条、面積及び計画人口のうち、計画人口「4,070人」を「3,930人」に変更するものでございます。

議案に戻っていただきまして、ただいま説明した内容を条文として整理したものでございます。附則といたしまして、公布の日から施行するというものでございます。

以上、内容の説明を申し上げましたので、原案につきましてご承認いただきますよ

うよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 43 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 40 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 40 号 津別町まちなか再生協議会設置条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

加藤住企画課主幹。

○住企画課主幹（加藤端陽君） ただいま上程となりました議案第 40 号 津別町まちなか再生協議会設置条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。

廃止理由につきましては、この条例は、まちなか再生及び持続可能な施策を検討することを目的として協議会を設置するために制定されたものでありますが、条例第 3 条に定める専門機関との連携においては、本年 3 月 30 日をもって町と筑波大学との共同研究が完了しているところであります。

また、複合庁舎建設等まちなか再生基本計画の策定における計画案に対する議論も本年 3 月 26 日をもって終了しているところであり、協議会の設置の目的に対し一定の

成果を得、この役割を終えたことにより設置条例を廃止しようとするものであります。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、ご説明いたしましたので条例の廃止についてご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 40 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 44 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 44 号 平成 30 年度津別町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

松木住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（松木幸次君） ただいま上程となりました議案第 44 号 平成 30 年度津別町一般会計補正予算（第 2 号）につきまして説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、人事異動等に伴う給与費の精査、旧津別保育所の改修費用の追加、庁舎等建設事業の基本設計業務の追加、町道 202 号線と町道 350 号線の道路整備事業費の増額、中央公民館の高圧受電設備機器更新費用の追加など

を中心に補正予算を組ませていただきました。

それでは補正予算の条文をご覧ください。第1条第1項において、歳入歳出予算にそれぞれ2億6,305万円を追加し、補正後の予算総額を58億3,298万5,000円とするものであります。

第2項及び第2条につきましては、後ほど説明をさせていただきます。事項別明細書につきましては、歳出から説明をいたしますので7ページから8ページをお開きください。今回の補正予算は、先に申し上げたとおり給与費で4月1日及び6月1日付の人事異動による職員の配置や扶養状況等に基づき、また職員の退職と採用に伴いまして各費目において増減の精査をしております。

一般会計では職員数1人増で1,268万円の増額ですが、介護保険事業特別会計で職員数1人減で、特別会計を含めた全会計では職員数の増減はなく、42万8,000円の減額となります。給与費につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承ください。

款2総務費、項1総務管理費は9ページから10ページをお開きください。目5財産管理費の町有建物等維持管理経費は、第2庁舎の取り壊しにあたり社会福祉協議会の仮事務所の移転先として旧津別保育所の内部改修工事で549万8,000円の追加です。庁舎等建設事業は、基本設計業務の委託料で2,144万9,000円の追加です。項2地域振興費は、11ページから12ページをお開きください。目1企画総務費の地域おこし協力隊事業は、地域おこし協力隊員の使用住宅における水道施設の取り扱いに起因する暖房設備等の毀損に対する損害賠償で114万6,000円の追加です。目3企画振興費の多目的活動センター管理運営経費は、津別グルメマップの残数がわずかとなったことから増刷をするもので、16万2,000円の追加です。13ページから14ページをお開きください。項4戸籍住民登録費、目1戸籍住民登録費は15ページから16ページになります。住民基本台帳ネットワークシステム経費は、社会保障税番号制度のシステム対応費用で、北海道自治体情報システム協議会への負担金で151万2,000円の増額です。下段の項6統計調査費、目1統計調査費は17ページから18ページになりますが、委託各種統計調査経費は、道委託金の確定により工業統計調査の報酬で1万6,000円の増額です。



款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費は、19 ページから 20 ページをお開きください。障害者総合支援事業経費は、更生医療費の対象者増で 170 万円の増額です。国民健康保険事業特別会計繰出金は、人件費分で 36 万 5,000 円の減額です。介護保険事業特別会計繰出金は、介護システム改修費で 113 万 9,000 円の増、人件費分で 817 万 6,000 円の減で、合わせて 703 万 7,000 円の減額です。21 ページから 22 ページをお開きください。目5 老人福祉費の市民後見推進事業は、財源内訳のみの補正です。介護サービス支援事業は、社会福祉法人恵和福社会への設備修繕補助でデイサービスの機械室換気扇修繕が 10 万 8,000 円。デイサービス暖房配管不凍液漏れ修繕で 19 万 5,000 円、いちいの園特殊浴槽修繕で 11 万 2,000 円の 3 件合わせて 41 万 5,000 円の追加です。

款4 衛生費、項1 保健衛生費は、23 ページから 24 ページをお開きください。目3 環境衛生費の下水道事業特別会計繰出金は、人件費分で 474 万 9,000 円の減額です。簡易水道事業特別会計繰出金は、土地取得費分 1,000 円と、人件費分を合わせて 18 万 3,000 円の増額です。

款5 労働費、項1 労働費、目1 労働諸費の労働対策経費は、節内予算流用により不足となる流用元補填で 26 ページとなりますけれども、網走地方職業病防止対策協議会の負担金で 8,000 円の増額です。

款6 農林業費、項1 農業費は 27 ページから 28 ページをお開きください。目3 農業振興費の鳥獣被害防止総合対策事業は、緊急捕獲活動推進事業で、シカ駆除 602 頭の補助内示により 270 万 9,000 円の増額です。目4 振興事業費の多面的機能支払交付金事業は財源内訳のみの補正です。項2 林業費は 29 ページから 30 ページをお開きください。目2 林業振興費の林業振興対策補助費等は森林整備担い手対策事業で申請人数の増加によりまして 2 万円の増額です。木材工芸館整備事業は計画の変更に伴いまして外構工事実施設計業務で 540 万円の減額、駐車場改修工事で 381 万 3,000 円の追加です。

款7 商工費、項1 商工費は 31 ページから 32 ページをお開きください。目4 消費者行政推進費の消費者行政活性化事業は、事業計画の補助内示により 18 万 9,000 円の追加です。

33 ページから 34 ページをお開きください。款 8 土木費、下段の項 2 道路橋梁費は 35 ページから 36 ページをお開きください。目 2 道路橋梁維持費の道路橋梁維持整備事業は、町道 202 号線法面復旧工事ですが、当初予算で 998 万円を予算化していたところですが、3 月の降雨と雪融けによる影響で崩壊部分が拡大したもので、工事費で 2,768 万円の増額です。道路ストック総点検事業は町道 350 号線舗装補修工事です。当初予算では 4,065 万 6,000 円を予算化しているものですが、社会資本整備総合交付金の内示によりまして工事延長の増により 1,169 万 3,000 円の増額です。項 3 河川費、目 1 河川総務費の河川維持管理経費は、水害ハザードマップ作成業務で、こちらも当初予算では 366 万 2,000 円を予算化していたところですが、町が管理する河川の浸水想定箇所が増えたことから 334 万 8,000 円の増額です。

37 ページから 38 ページをお開きください。款 9 消防費、項 1 消防費、目 1 消防総務費の事務組合負担金は、消防庁舎建て替えに伴う旧 K ニット取り壊し工事費等で 1 億 7,345 万 8,000 円の増額です。

款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費は 39 ページから 40 ページをお開きください。教育委員会事務局経費は、旅費で今後の見込みによりまして 6 万 8,000 円の増額です。津別高校振興対策事業は、入学者の増により補助金で 31 万 7,000 円の増額です。項 2 小学校費、目 2 教育振興費の教材・備品等購入経費は、理科教材の購入増により 6 万 8,000 円の増額です。その他小学校教育振興経費は、42 ページになりますが学習支援員の賃金で通勤手当の対象となる支援員の採用により 7 万円の増額です。項 3 中学校費、目 2 教育振興費の教材・備品等購入経費は財源内訳のみの補正です。項 4 社会教育費、目 2 社会教育振興費の放課後児童クラブ経費は、共済費は 44 ページになりますが、社会保険と雇用保険の対象となる指導員の増によりまして共済費で 34 万 2,000 円の増額です。目 3 会館管理費の公民館管理経費は、非常用発電機が不調のために調査をいたしましたところ、高圧受電設備が経年により更新時期で、高圧事故の恐れもあるとのことから更新をするもので 1,017 万 4,000 円の追加です。項 5 保健体育費、目 2 体育施設費の温水プール管理経費は、施設内クーラーの故障によりまして修繕料で 188 万 3,000 円の増額です。

次に、歳入の説明をいたしますので 3 ページから 4 ページにお戻りください。款 13

国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金の更生医療給付費は、障害者総合支援事業経費の更生医療費の国庫負担分2分の1で85万円の増額です。項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金の社会保障・税番号システム整備費補助金は、住民基本台帳ネットワークシステム経費に関するもので151万2,000円の増額です。目4土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金は、水害ハザードマップ、町道350号線舗装補修工事に関するもので3,025万6,000円の増額です。目5教育費国庫補助金の理科教材設備整備費等は理科教材の購入に関するもので49万円の追加です。

款14道支出金、項1道負担金、目1民生費道負担金の更生医療給付費は、障害者総合支援事業経費の更生医療費の道費負担分4分の1で、42万5,000円の増額です。項2道補助金、目2民生費道補助金の権利擁護人材育成事業は、補助事業の内定によりまして121万2,000円の追加です。目4農林業費道補助金、鳥獣被害防止総合対策事業は補助内示により421万4,000円の追加です。目6商工費道補助金の消費者行政活性化事業の補助内示により18万9,000円の追加です。項3道委託金、目1総務費道委託金の工業統計調査は、委託金確定によるもので1万4,000円の増額です。

款17繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金の公共施設等整備基金繰入金は、庁舎等建設事業、木材工芸館整備事業、中央公民館高圧受電設備更新工事に充当するもので3,003万6,000円の増額です。

款18繰越金は、一般財源の不足分で前年度繰越金2,927万9,000円の増額です。

款19諸収入は5ページから6ページをお開きください。項5雑入、目6雑入の多面的機能支払交付金事業交付金は、地方負担分のうち農協の負担分として400万円の追加です。その他は地域おこし協力隊の損害賠償に関するもので個人負担分として57万3,000円の追加です。

款20町債、項1町債、目4土木債の町道350号線舗装補修事業は、社会資本整備総合交付金の対象となったことから1,320万円の減額です。目5消防債の消防庁舎建設事業は新規で1億7,320万円の追加です。

補正条文のほうにお戻りください。第1条第2項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第1表のとおり款、項区分ごとに整理したもので、第1項の補正額及び予算総額となるものであります。

第2条は地方債補正で、2枚ほどめくっていただきまして第2表のとおり追加は消防庁舎建設事業、変更は町道 350 号線舗装補修事業で限度額の変更をするもので、起債総額は7億8,180万円となるものです。

以上、内容について説明いたしましたので、原案ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） それでは何点か質問させていただきます。

12 ページの需用費、多目的活動センターの管理運営経費、これの印刷費なのですが、グルメマップの印刷代ということをお聞きいたしました。このグルメマップは、今回補正になったということは、何か新しくなったから補正されたということでしょうか、その内容について伺いたいと思います。

次に、32 ページの消費者行政活性化事業の18万9,000円なんですけども、これは消費者に対する対応の実績を伺いたいと思います。これは18万9,000円というのが費用対効果に沿っているかということで伺いたいと思います。

44 ページ、公民館管理経費、中央公民館高圧受電設備機器更新工事の1,017万4,000円について、調子が悪いということで補正になっているのですが、この耐用年数といいますか、例えば15年の耐用年数で12年、13年経っているのであれば計画的に更新していくのが必要であるかなと考えますけども、それよりも思ったよりも早く悪くなったのかどうか、そのあたりについてちょっと伺いたいと思います。

以上3点お願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 小泉産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（小泉政敏君） ただいまご質問ございました12ページの多目的活動センター管理運営経費のグルメマップの件でございます。内容ということですが、このグルメマップ、前回、平成28年に作成しております。その残部数が今現在もう残りわずかということで、これから津別町のほう夏の観光シーズンということを迎えるにあたりまして、ぜひ新しくというか、それを補うために作成をしようというものでございます。また、町内の飲食できる箇所等も掲載しているのですが、その

営業時間等の若干の変更もございますので、その点も含めて新しく作成しようという  
ものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 近野産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（近野幸彦君） 私のほうから 32 ページの消費者行政活性化事業に  
ついてお答えさせていただきます。この事業につきましては、道の補助金満額という  
ことで、入ってくるお金も 18 万 9,000 円という形であります。ただ、昨年まで、だん  
だん道の予算が削減されてきてまして、今年につきましては大幅に削減という形になっ  
ております。主な内容としてはスクーリングとか研修とか、3 回のセミナーなのです  
けども、その 3 回のセミナーの部分がかなり大きなウエイトでしたが、今年の予算に  
つきましては、1 回分のセミナーしか見られないという状態になっております。その  
分を補うために今般、北海道消費者協会の講師派遣事業を申請しておりまして、その  
分が先日当たったというか割り当てになりましたので、その分を 1 回増やすのと、そ  
れからあとは、もう 1 回は美幌消費者協会の講師もおりますので、そちらを活用する  
ような形で前年並みの内容にすることとしております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（石川波江さん） 質問ありました中央公民館の高圧受電設備機器  
更新工事の関係ですけども、耐用年数のほうは、ほぼ 20 年ということで耐用年数は超  
えているのですけども、実は 2 月に点検業者から点検を受けたときに、先に非常用発  
電機が正常に動かないという指摘がありまして、修理等改善を行ってきたのですけど  
も、今は完全に壊れたわけではないというところで、その非常用発電機はかなり古い  
ものでして、それをいろいろ更新する方法とかを考えていたところ、先に高圧受電設  
備機器が更新時期とあることで、それが十分でないといふ非常用発電機が働かないとい  
うような経過から、今後幾つかの施設の中で受電設備のほうは更新していくという計  
画を立てなければいけないといったところ、先に非常用発電機にちょっと不具合が起  
きるといふことで、先にこれの更新工事をさせていただくといふようなことで補正さ  
せていただくような中身になっております。

○議長（鹿中順一君） 2 番、小林教行君。

○2番（小林教行君） 今お答えいただきました12ページのグルメマップについてなのですが、多少の営業時間の変更はあるということなのですが、やはり大幅な変更はないのかなと今の答弁では感じました。でしたら、やはり、これも急になくなるものではないと思いますし、これが12月の補正で、あとちょっとでなくなるとかいうのでしたらしょうがないのかなと思うのですが、今まさにこれから始まるというところに対して、ちょっと在庫がないから発注というのはいかがな管理体制のかなというところでお聞きしたところでございます。この点について答弁お願いしたいと思います。

次に、32ページの消費者行政活性化事業なのですが、これは相談件数というか相談があったのかなかったのか、またその相談に対する対応というのはどういったものをしているのかというところで、もう一度答弁いただければと思います。

44ページの中央公民館高圧受電設備機器更新工事なのですが、これもやはり耐用年数を大幅に超えているということで、急に壊れたらやっぱり困るものでありますので、1,000万という高額な金額もあります。計画している途中であったという答弁であったと思いますけども、やはりこういうのは計画的に順次更新時期を迎える前に、困る前に更新していくというところが肝要になってくるのかなと思いますので、以上3点お願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 小泉産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（小泉政敏君） 再質問ございました件、議員おっしゃるとおり確かに管理が甘いのではないかとわれればそのとおりでございます。実は、このグルメマップ大幅変更は確かにございませんけども、このグルメマップは各掲載店さん、あと公共施設、そちらのほうにも置くような形をとってございまして、そこの残部数の把握というか、そこが甘かったかなというのは確かにそのとおりでございますので、今後しっかりとした在庫管理を図って、先々を見据えて作成していきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 近野産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（近野幸彦君） ここではっきりした件数とか数字は今持っておりませんが、基本的に美幌消費者センターに相談業務は別予算で委託しております。

第一義的な受け付けというか相談窓口は商工観光でやっておりまして、こちらで受け付けて簡単なものについては、うちの職員で対応しているという形です。ある程度難しいというか専門的な部分は美幌消費者センターにつないだほうが間違えないということで、そういったやり取りで分けしながら進めているというところなんです。基本的に相談業務は委託しているというところなんです。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原勝美君） 私のほうから今回の計画性の関係についてご説明申し上げたいと思います。こちらの関係については、先ほど生涯学習課主幹の言っており、計画的というところから申しますとちょっと先食いのような形をさせていただいた訳なのですが、これも非常用発電施設の不具合ということがきっかけということで、いつ切れてもおかしくないような高圧受電設備でございます。こちらについては今後、現在やっております長寿命化計画の中で改善していこうというようなことでは計画しておりましたけれども、こういうことが起きた以上は早急に取り換えないと電源が止まってしまいますと行事等にも影響がございますので、早急にさせていただくということと、あと中央公民館の電源施設がございますが、農業者トレーニングセンターのほうの電源も兼ねてこちらのほうで賄っております。今年、一応トレーニングルームのほうのトレッドミル、こちらが 200 ボルトということでかなり台数も増えてきております。かなり電圧の関係が不安定なこともありまして、やはりその辺の今までの利用形態とも変わってきているということで、早目にやはり不具合が起きる前に更新させていただきまして、今年の秋に迎えます全国木のまちサミット、そちらのほうにも影響のないような形で準備を進めていきたいということで、今回更新のほうをお願いした次第でございます。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） 1点だけ、32ページの消費者行政活性化事業なのですが、これも基本的に美幌町に委託という事業に対して18万9,000円というのは費用対効果がどういったものなのかというところだけ最後もう一度お伺いして終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 近野産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（近野幸彦君） 先ほど説明した委託というのは別予算で、この予算とは全く別のものであります。この予算については、暮らしの安全安心セミナーというものを年3回やっておりまして、そういった一般の方が勉強するための講座であるとか、それからスクーリングとかそういう研修事業とか、そういうものための予算で、先ほどの相談業務は別会計の別予算で見えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 歳出の10ページ、財産管理費の町有建物等維持管理費、工事請負費で旧保育所の内部改修の工事費549万8,000円今回計上しております。これは社会福祉協議会が臨時的に入る事務所ですけども、過日の委員会のほうでいろいろ委員のほうから改修の内容について意見が出されていたところです。その意見を社会福祉協議会のほうと内容について、その後いろいろ改修内容費用について話し合いが行われたのかどうか。ということは先日、委員会で説明された金額と全く同じものを補正に上げているということからすると、全く話し合いされていないような感じがしますが、その後、社会福祉協議会のほうにいろいろこの関係について調査、お聞きしたところ、我々に説明した内容と若干違う内容で町のほうは内部改修資料について算出されているというふうに感じている訳なんですけども、今回、改修工事費を補正かけて実施するわけなんですけども、後から後戻りして、また追加になる工事費が出るのではないかなということが危惧されますし、社会福祉協議会で望んでいるものとちょっと乖離があるように感じられますけども、その点についてお聞きしたいと思います。

合わせて、これに関連して社会福祉協議会が移転した後にJAつべつの事務所建設計画がもう決まっておりますけども、このJAの今ある用地の隣接している民間の用地、これを農協のほうとしては駐車場でということ、町にということ、いわゆる町が買ってほしいということだと思いますが、そういうふうにこれまで私ども聞いております。それに対して町長は、地権者と話をしているようでありますけども、最近になって、これはうわさというか農協の組合長が町長に呼ばれて町では買わないでJ



Aで買ってほしいということと言われたということが流れておりますけども、その関係について事実かどうか、それからもし事実であれば町長はどういう考えでそういうことをJAの代表の方に言われたのか、それあたりお伺いをしたいと思います。

それから、38 ページですけども、38 ページの消防費、今回事務組合の負担金で1億7,345万8,000円補正をしております。大きな額で補正に出されておりますけども、これも委員会のときに説明があまりありませんでしたけども、後から追加したいという話がありましたけども、やはりこういう大きい補正額になったら、やはりその費用の内容だとか、工事をやる工事費になると思いますけども、それあたりの詳しいものを事前にきちっと説明して、これだけかかるということを知らせていただかなければ、町民が1億7,300万ほどを旧Kニットの建物を解体するとなると、なぜそんなにかかるのという疑問は当然湧くと思います。それあたり進め方について、もう少し慎重かつ丁寧にやっていただきたいと思います。

今回、この内容について詳しくお知らせしていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（安瀬雅祥君） 私のほうから社会福祉協議会の移転に関する旧保育所の改修についてお話しさせていただきます。6月5日、6日常任委員会が開催されました。5日に総務文教常任委員会が開催された後、その後、皆さんにご意見をいただいた関係ですとかを含めまして社会福祉協議会の事務局長と改修内容につきまして打ち合わせをさせていただいております。このときの常任委員会の図面とは変わった形となっております。議員のお手元にはちょっと図面はないのですが、まず改修の内容なのですが、まず既存の玄関から入った両サイド、部屋が三つあります。そちらを会議室に三つ使うような形になります。その真っすぐ入った奥の正面、こちらにつきましては当初は会議室として使用するという予定でしたけれども、こちらは物置ということで、当時現地でご説明したような壁の改修だとかはなくすような形になっております。真ん中の大きな部屋、プレイルームですけれども、こちらは執務室に予定どおり使うと。あとトイレは男女同じ部屋にということだったので、現地で皆さんにいただいたご意見を参考に男女を分けるようにしたという改正点がございまして、こちらを社会福祉協議会の事務局長とお話をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） 旧津別保育所の内部改修の関係の経過につきましては、ただいま総務課主幹のほうから説明したとおりでございますけども、相対的に多くかかると思っていた部分が一部かからなくなった、特に会議室で使おうとする三つの所は現状のまま使用するというような考えをいただいておりますので、委員会等の中で説明された金額を超えない範疇の中で進めさせていただきたいという考え方を持っております。委員会の中で寄せられたご意見等に基づいて社会福祉協議会と協議した結果、ご了解をいただいたもので進めるという考え方でございます。

三つ目にございました 36 ページの消防庁舎建設に係る旧Kニットの取り壊しの関係でございます。38 ページのほうで委員会で説明したのは1億7,325万円という金額ですが、ここで20万8,000円ほど上積みされております。これは、この4月に新規採用された職員の消防学校に入校するにあたっての負担金が含まれているということで、まずご理解をいただきたいと思います。旧Kニットの取り壊しの1億7,325万円の内訳の一つには、実施設計ということで405万円を見込んでおり、残りの1億6,920万円が実際取り壊しにかかる建設費用という考え方でございます。この金額につきましては6月の中旬に開催されております総務文教常任委員会、そして翌日開催された産業福祉常任委員会の中で消防庁舎の耐震診断結果と今後の取り進め方ということで主な議論は耐震診断結果を受けてのどのような判断をするかというところに主軸が置かれていたわけでありまして、その資料の3ページの後段以降、この間消防の中の検討委員会で議論されてきたもの、そして、また消防団のほうからも寄せられた意見等いただきながら2回にわたる役場の政策調整会議で一定程度もんだものを原案という形で説明させていただきました。その中には規模にかかわるところの消防の庁舎の機能に関する事、職員数の考え、あるいは消防の保有する車の台数、そして引き続き事務日程、あるいはかかる経費の関係についても資料として提示させていただいた中にしかるべき時期にこういった形で補正をしていかなければ平成32年末の緊急防災事業債に乗っかることは難しいというようなことで、そういった事業に乗って進めていくためには現段階における庁舎の建設を進めるのか、あるいは耐震診断結果に基づ

く補強案で進めるのか、その判断を先の委員会の中で協議をいただいたところでございます。そういった意味では先ほども言いましたように、取り壊しを、補強工事をするのか新設をするのかというところに重点を置いた協議ではありましたが、金額的なものにつきましては一定程度準備しながら、先の委員会の中で提示させていただいているというようなことをご理解をいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 隣接地の関係のどちらが買うかという形のご質問だと思いますけれども、前の委員会の中でもお話ししたときに、議員のほうからもわざわざ町が買わなくても当事者間同士でやるということもあるのではないかというお話があったと思います。それも当然ありますということでお話ししていたと思います。この間の6月15日の殉公者追悼式の後、組合長、それから参事のほうにも寄っていただいて、その旨の話もさせていただきました。4月に上京した際に、その関係の方とお会いして、売買をもしするのであればひとつ、この1月1日から固定資産が変わっていますけれども、今年の価格がまた新たに設定されていますから、売買をやるのであれば、その評価額というのが一つの目安になってくるんじゃないでしょうかというお話をさせていただいたところでもありますけれども、その後連絡がなかったものですから6月15日にお話しした後に、午後からこちらのほうから電話連絡をいたしまして、その後お父さんとのお話だとか、どんなような形になっていますかというお話を聞きまして、その中で評価額の形でいいんじゃないでしょうかというお話でした。わざわざ町が1回買って、それを町の財産として受けて登記をして、そしてまた同額で農協さんが買うと、そういうまどろっこしいことではなくて直に契約をすればそれでいいと思いますけれども、どうですかということで承りまして、それが今週に入ってから副町長とそれから向こうの参事のほうにその旨を伝えたところと、そういう状況になっています。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 旧保育所の改修について説明があったのですが、私が先ほど言ったのは、委員会でいろいろ町のほうから説明があつて、各委員会ら意見が出されていたと。それでその後、社会福祉協議会の担当とも話をしたのですが、何

か要望どおり今回改修するような話を今お答えいただきましたけども、内容が違うと。いわゆる要望している内容と違うと。そんな話を今私したのですけれども、一つは、広いプレイルームで事務をとりたいということは、それは譲れないという話にもなっているようなのですけども、ただ、委員会で天井が高いのと、床も多分あのままだと、相当、3年間あそこで事務をとるわけですから環境的に寒さ含めて非常に悪いことは社会福祉協議会も認知していると、そのことについて町に何とかしてほしいという要望はしていると。だけど今回何らそういうことが反映されていないということを私は質問したわけです。後から具合が悪いから、また改修したいということになりませんよと、だからきちっとした形で今回改修についてはやるべきだという話をさせていただいたところですが、そういうことをきちっと再検討したのかどうかということを再度聞きたいと思います。

それから、町長は5月の特別委員会の際に、最後にちらっと農協が買うことになるかもしれないということをお話に出されておりましたけども、きちっとした説明ではないと思います。その中で今回6月15日、そういう話をされたと。やはり、これまでの流れからすると、当然、議会含めて町が買うのではないかとということで思っていたし、相手のJAについても当然町が買って進めてくれるのだと、そういうふうに理解をしていたと思います。最近、農協の幹部にちょっと話を聞いたのですけども、ちょっと今までとの話が違うと、そういうふうに申しております。やはり農協も役場庁舎を建設する複合庁舎の問題から、農協も入るんだということで早くから町長はそういうことを念頭に置いて進めてきたのが、突然できなくなったと。強いて言えば農協としては非常に迷惑のかかった話ではなかったかなと。そういうことをかんがみると農協としては先ほど言ったとおり町が用地について買ってくれるのではないかと。ということは最近までそういうふうに農協の組合員含めて幹部もそういうふうに思っていたのではないかなと思います。もし農協とそういう協議をしたいということがあれば、かなり重要な問題であるので議会の特別委員会で事前にそういうものを話をするとか、やはりきちっとした形で物事を進めていただきたいなど。町長の思いつきに近いものでこういうふうにやられると非常に相手のあることですから、非常にスムーズにいくものがない場合も起きてくるのではないかなと思いますので、再度お伺い

をしたいと思います。

消防庁舎については計画について云々ということではなく、1億7,000万ほど解体費をかけるということは、これは通常であれば一般町民であれば、あの建物を壊すのであればそんなにかからないというのは当然の話で、なぜこのような解体費がかかるんだという説明をきちんとすべきではないかということをお前は質問で言って、こういふことで通常だったらこれぐらいかかるのですけども、こういう特殊な建物なのでこれぐらい費用がかさむと、そういうことをきちんと丁寧に説明すべきではないかということをおし上げたので、再度その点について伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（安瀬雅祥君） 社会福祉協議会の移転の関係、社会福祉協議会との話の中に乖離があるのではということなののですけども、現地で私とうちの技術屋2人と社会福祉協議会の事務局長と事務局員と5人で現地を見まして確認はしたところです。その時には、暖房というかFF式の暖房設備2台で何とか我慢してくれませんかということでお話をして、これを納得していただいたのですけども、その辺の行き違いが言った、言わないとなるとちょっとあれなののですけども、再度確認はしまして、できるだけ予算内で収まるように、もう一度確認をして進めたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） 三つ目にありました38ページの関係であります。議員のおっしゃること前段のほうで理解しないまま答弁してしまい申し訳ありませんでした。丁寧な説明というところで一つ付け加えさせていただきたいと思います。先の両委員会の中で説明させていただきました消防段階における検討結果、原案という形でありますので、今後具体的に消防庁舎を建設していくにあたりましては、消防庁舎建設基本構想というものを作成する考え方で、今消防署長と打ち合わせをしながら連携を図って進めているところであります。10月の早い段階には完成を見るというような形で、そのひと月前には構想案をパブリックコメントを行う考えでございます。これまで町で進めているように役場、そしてさんさん館、中央公民館、こういった所に冊子を置きながら、ホームページのほうにも掲載しながら非常に住民の皆さんに直接かかわる

重要な施設という考え方を持っておりますので、そういった冊子の中にこのたび有利な起債事業で旧Kニットも取り壊すことができるんですというようなことで財源内訳についても入れながら進めていきたいと考えております。

そこに至るまでの経過の中でなんですけれども、おおむね8月末ぐらいまでに先にご提案させていただいている原案をもとに、消防段階においての案をつくっていただく。役場のほうとも、揉む協議の場をもたせていただきながら8月の下旬には9月定例会に向けた総務文教常任委員会と産業福祉常任委員会がございます。少なくとも開催される1週間前までには基本構想案を議員の皆さんにお配りしながら両委員会の中でご意見をいただきながらパブリックコメントに出すにふさわしいかどうかご意見等いただきながら、そういった形で進めていきたいということを付け加えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 土地の売買の関係でありますけれども、これも前にもお話ししたとおり、JAさんと買い主との間で相当前になりますけれどもいろんなやり取りがあったということを聞いております。その関係でなかなか言いづらいということがありましたので、そこで、では町が間に入ってということでお話をさせていただいてきたつもりでいます。ですから、そのやり取りの中で同金額であれば、わざわざ經由することなく、直に契約をすればそれで済む話ではないでしょうかということで相手にもお話をされましたので、その旨を伝えたということであります。ですから思い付きとかそういう問題ではなくて、経過があって本日に至っているという状況です。受け止め方の問題だというふうに思います。

それともう一つは、旧Kニットの取り壊しの関係なのですけれども、本来的にそのお金、結構なお金がかかります。別の場所に建てれば、例えば別の町有地に建てればそういう問題は発生しないわけなのですけれども、あのKニットをそのままこれから10年、20年、30年、40年と、いつかは壊さなくちゃならない非常に大変な内容を持った建物であります。そののところがやっぱりこの制度を活用して処分をしていくということによって後世代への負担がぐっと減るというふうに思っています。ですから、今

やるべきではないのかなと思っているところです。それがちゃんと伝わるように説明をしていくということはもちろんこれからもやっていきたいと思っています。町としては、ずっと懸案であったあの大きなKニットの跡の建物、それともう一つは最上のクリーンセンターもあります。あれも相当使っていない建物でして、これもいつかは処分しなくちゃならない、そういう二つのかなり大きな不要な施設を抱えていますので、それを単費でやるということになるとかなり無理があります。そういう中でここまできているわけですが、この今回の抱き合わせと言ったらおかしいですけども、それをセットにすることによって懸案の一つが整理されていくと。それは後世代にとっても負担が減ることだというふうに考えて、今ちょっとお金がかかりますけれども、それは100%起債で見えていただいて7割また交付税で戻ってくる、これを使わない手はないなということで今提案しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） 少し丁寧な説明が漏れていたかなと思いますけども、取り壊し費用の1億6千万何がしのうち7,800万円がアスベストの処理料ということでございます。こういったことも含めて基本構想の中には内訳等も入れながら、想定以上にかかる背景があるんだということも説明しながら、ただいま町長のほうからもありましたけども有利な起債事業を利用しながら、お荷物であったところを整理していくというような意味合いも含めて町民の皆さんに知らせていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 旧保育所の改修については、社協にむりくり3年間向こうに行っていただくということなので、ある程度配慮した形で進めてほしいと思います。

JAの関係の話ですけども、5月の特別委員会的时候には、そういうきちっとした話を、こういうふうにしたいかするのであればよろしいのですけども、ほとんどないと。それで今後の課題として農協の現事務所3階建て、それからスーパーがありますけども、今回農協が直接民間の方と用地交渉を進めて買ったとしたならば、今度は逆に農協の用地、建物を含めてその話し合いのときには、多分これは推測ですけども、建物付きで町に買ってほしいと、そういうことになるのではないかと。それあたりま

で町長は組合長と話をしているかどうかわかりませんが、これは先何年もしないうちに解決しなければならない問題であるし、これまでのやり方で進めると非常にまずい話になるのではないかと。やはりこういう計画はきちっと先があるのであれば、それあたりを含めてきちっと相手側と話して、これはこういうふうにするとか、やはりきちっとした話を確認しながら進めなければ議会、町民含めて迷うところであり、まかり間違うと頓挫することもあり得るので、今後それあたりをきちっと進めて説明をする、そしてまた進めるという形でやっていただきたいなと思います。

それから、今度民間を交えた総合福祉商業施設の問題も絡んでくるので、それあたりをきちっと町のほうはやっていると思うのですが、こちら側としたら何かちょっと不安視される計画になっているのではないかと思いますので、きちっと先ほどから言っているとおりやっていただきたいし、進めるにあたってきちっと説明して進めてほしいと思います。

それから消防のことについて、やはり1億何百万も補正をかけて議会に承認を求めるところですから、1億6,000万の解体費はなぜこういうふうにかかるんだと、そういうものを説明した上で、いかに負担金であろうとも町が負担するわけですから、そういうものを説明して予算の承認を得るのが筋ではないかなと思いますが、再度これあたりについてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） まず一つ目にございました社協の移転先の関係でございます。本当に社協の皆さんにおかれましては、都合により移転していただき申し訳ございませんという姿勢をもって対応してきたところでございますが、もう一方では、本当に3年余りの非常に短期間の中に大きな投資ができるのかというものもあります。そういった意味では必要最小限度のところを勘弁してくださいという背景もございました。しかしながら、手がかじかんで、あるいは暗い中での執務ということにはなりません。一定程度新たなストーブを購入する代金も補正する540万の中には入っています。現状2基ありますけども、2基が壊れたら使うというよりは、寒ければそれも稼働させるというようなことも考えていかなければならないのかなというふうに思っています。今後におきましても社協のほうと十分連携を図りながら、今話したような



こと、我慢にも一定の限界があると思いますので、十分とは言えないかもしれませんが、ここぐらいまでは何とかというところ辺でお願いしたり、対応していきたいと思えます。

後段のほうにつきましては、消防の関係でございます。新たな資料等を作成しながら説明すべきだったかと受け止めております。今後このような形がないような格好で進めていきたいと思えます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） J Aとの関連の関係については、今いろいろ協議をしている最中でありまますので、また話が詰まってきましたらお話しさせていただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 44 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 3 時 22 分

再開 午後 3 時 35 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 45 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 45 号 平成 30 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） ただいま上程となりました議案第 45 号 平成 30 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について内容のご説明を申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では、給与費の共済費の率の改定等による人件費の補正並びに高額介護合算療養費の増額補正であり、歳入では、これらに伴う一般会計繰入金及び道補助金の精査とする補正であります。

補正の条文第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額から 26 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 8 億 9,003 万 5,000 円とするものです。

第 2 条は後ほどご説明いたします。

それでは歳出のほうからご説明申し上げます。5 ページ、6 ページをお開きください。款 1 総務費の目 1 一般管理費では、共済費の率の改定や扶養の異動等に伴う給与費の補正で、全体で 36 万 5,000 円の減額となります。

6 ページ下段の款 2 保険給付費の目 2 高額療養費は、高額介護合算療養費の支出見込み増となることから 10 万円の増額の補正をお願いするものでございます。

続いて歳入になります。3 ページ、4 ページに戻っていただきまして、款 2 道支出金、項 1 道補助金、目 1 保険給付費等交付金で、高額介護合算療養費の増額により保険給付費等交付金の 10 万円の増額と、款 4 繰入金、目 1 の一般会計繰入金は歳出の給与費補正分として 36 万 5,000 円の減額であります。

それでは、補正条文に戻っていただきまして第 1 条第 2 項につきましては、ただいまご説明いたしました補正額を次ページの第 1 表で款、項ごとに整理したものでござ

います。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 45 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 46 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 46 号 平成 30 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（千葉 誠君） ただいま上程となりました議案第 46 号 平成 30 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では共済費の比率の改正及び異動等による給与費の減額、平成 30 年度法改正に伴いますシステム改修費の追加であり、歳入ではシステム改修費に係る補助金の追加及び一般会計繰入金の減額を内容とする補正であります。平成 30 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）条文の第 1 条としまして、

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 657 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 5,912 万 3,000 円とするものです。

それでは歳出のほうからご説明させていただきます。5 ページ、6 ページをお開きください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費で 657 万 7,000 円の減額です。給与費につきまして節 2 給料で 385 万 9,000 円の減額、節 3 職員手当等で合計 246 万 1,000 円を減額するものです。節 4 共済費、共済組合で 123 万 6,000 円の減額、節 19 負担金及交付金、負担金で合計 62 万円の減額を行い、給与費で 817 万 6,000 円の減額を行うものです。総務一般事務費につきましては、節 19 負担金及交付金、負担金で北海道自治体情報システム協議会 159 万 9,000 円を追加するものです。

続きまして、歳入にお戻りいただきたいと思います。3 ページ、4 ページをお開きください。款 2 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 4 介護保険事業補助金、節 1 介護保険事業補助金、介護保険システム改修で、システム改修に係る補助金として 46 万円の追加。款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 4 その他一般会計繰入金、節 1 事務費繰入金で 703 万 7,000 円を減額するものです。

それでは、2 ページほどページを戻っていただき、補正予算の条文となりますが、第 1 条第 2 項におきまして、ただいま説明いたしました内容を款、項ごとに次ページ第 1 表で整理をさせていただきました。

以上、ご説明申し上げます。

ご承認のほどよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8 番、篠原眞稚子さん。

○8 番（篠原眞稚子さん） 6 ページの給与費のことなのですが、異動がありというか、そこの担当のところは 3 人で 4 月 1 日にスタートしたかと思います。それで、今回いろんな話が出たのですが、1 人が長期いないということはいろんなことに影響するのではないかというふうに、大丈夫であればそれでいいのですが、やっぱり与えられた仕事がきちっとあつてのスタートだとしたら、何らかの補充はしなくていいのかなということで、ここで担当の人に聞くのかどうかというのもあるのですが、

やっぱり残った方に非常な負担があるのではないかと心配します。それで、何というのでしょうか、これに精通している、できる臨時の人を入れたり何かして事務量をカバーしていくとか、そういうようなことも必要ではないかと思いましたので質問しました。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（竹俣信行君） 今回の件につきましては、4月の定時の人事異動の後の1カ月後ということでしたので、突然の退職願ということでしたので、原課のほうと充分協議した中で、現在は減員の体制の中でやってもらうということで話ししておりますけども、今議員が言われましたように臨時職員を使うということも今後考えていかなければならないと考えています。

ただ、先ほど一般質問の中でもございましたように、ほかのところでも2名ほど1カ月の病気休暇ということが出てきておりますので、そういったところも全体的に考えて進めていかなければいけないという認識でおりますので、ご理解のほうをいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） ここには先ほどの一般質問の中でも全体的な数字が出ていたわけですが、ここはいきなり給与費で大きな金額ということもありましたので、やっぱり1人ができる仕事量というのは限られているのではないかというふうに考えたときに、グループ内で何とかやっていけるということであれば何も心配をすることはないので、やはりそこだけに負担がかかるようであれば、全体的にあるということなので全体を見通した中で、今副町長が言われるような方法で1年乗り切っていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（竹俣信行君） 先ほど申し上げたとおりでございまして、全体を考えた中で、この後も進めていきたいと思います。その中には、やはり臨時職員ですとかお手伝いいただけるような方がいれば原課のほうとも相談しながら、協議しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 46 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 47 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 47 号 平成 30 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 47 号 平成 30 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして内容の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、4 月の人事異動による人件費の補正であります。第 1 条につきまして予算の総額から歳入歳出それぞれ 474 万 9,000 円を減額し、予算の総額を 4 億 2,165 万 1,000 円とするものでございます。

歳出からご説明いたしますので 5 ページ、6 ページをお開きください。款 1 総務費、目 1 一般管理費、給与費において人事異動に伴う人件費の精査として給料、職員手当等それぞれ減額し、共済費負担金補助金及交付金につきましては、共済費の負担率改定及び異動に伴う精査による減額を行い、給与費総体で 474 万 9,000 円の減額をお願い

いするものであります。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。歳入につきましては繰入金、他会計繰入金として歳出の減額に伴い、他会計繰入金を474万9,000円の減額をするものであります。

最初の条文に戻っていただき、第1条第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款、項の区分に整理したものでございます。

以上、内容の説明を申し上げましたので、原案につきましてご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第47号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第48号

○議長（鹿中順一君） 日程第14、議案第48号 平成30年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第48号 平成30年度津

別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出において、人件費の共済費の負担率の改正等による追加補正と、資本的収入及び支出におきまして固定資産購入費として1,000円を追加するものでございます。

第2条につきましては、収益的収入及び支出における支出の部において水道事業費用に18万2,000円を追加し、費用合計額を1億5,079万6,000円とする補正をお願いするものです。

第3条につきましては、資本的収入及び支出において、建設改良費について1,000円を追加し2億3,685万7,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。支出の部、水道事業費用、営業費用、総係費において人件費について給与費、手当等、共済費の負担率改定等により法定福利費負担金の精査を行い、費用全体で18万2,000円を追加するものでございます。

収入におきましては、款1水道事業収益、項3営業外収益、目2他会計繰入金として一般会計より18万3,000円繰り入れするものでございます。

3ページです。資本的収入及び支出につきましては、固定資産購入費として1,000円追加するものでございます。この内容につきましては、活汲の240号のわきを送水管が通っておりますが、このうち国の土地を通っている所がありまして、北海道財務局より活汲800番3ほか4筆合わせまして621.711平方メートルの購入打診がありまして購入するものでございます。購入金額は5筆合わせて1,000円という提示を受けてございます。

4ページはキャッシュ・フロー計算書となります。今回の補正により当年度純利益は1,000円の増加、投資活動によるキャッシュ・フローで有形固定資産取得費による支出固定資産減額1,000円の増となり、最下段の資金期末残高につきましては前回と変更がなく3億4,516万円となります。

続いて、5ページから7ページは、本年度予定貸借対象表となります。今回の補正につきましては5ページの上から3行目、有形固定資産、土地が補正分として増加し資産合計が1,000円増額になります。7ページ下から7行目、当年度純利益につきましては、当初予算より1,000円増加して2,961万9,000円と見込むものでございます。



最初にお戻り願いたいと思います。第4条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を18万2,000円追加して総額を2,157万4,000円とするものです。

第5条につきましては、他会計からの繰入金及び補助金として職員給与費に充てるものとして18万3,000円を追加するものです。

次の1ページの予算補正実施計画につきましては、ただいま申し上げたものを款、項、目区分ごとに整理したものでございます。

以上、内容の説明を申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第48号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第15、意見書案第1号 北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君）　〔登壇〕　ただいま上程になりました意見書案について、全段を読み上げ説明にかえさせていただきます。

我が国の食と農を支えてきた主要農作物種子法が本年4月1日に廃止されました。

種子法は、国や都道府県に対する公的役割を明確にしたものであり、同法のもとで稲・麦・大豆などの主要農作物の種子の生産・普及のための施策が実施され、農業者には優良で安心な種子が、消費者にはおいしい米など農産物が安定的に供給されてきました。

しかし、種子法の廃止により、今後、稲などの種子価格の高騰、地域条件等に適合した品種の生産・普及などの衰退が心配されています。また、地域の共有財産である「種子」を民間にゆだねた場合、長期的には世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業が日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されています。

このことは、我が国の食の安全・安心、食料主権が脅かされることであり、国民・道民にとっても大きな問題であります。

また、種子法廃止法案の可決にあたって、種子法が主要農作物種子の国内自給及び食料安全保障に多大な貢献をしてきたことにかんがみ、優良な種子の流通確保や引き続き都道府県が種子生産等に取り組むための財政措置、特定企業による種子の独占防止などについて、万全を期すことを求める附帯決議がされています。

よって、北海道における現行の種子生産、普及体制を生かし、本道農業の主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、農業者や消費者の不安払拭のため、北海道独自の種子条例を制定するよう、下の3項目について知事に要請するものです。

趣旨をご理解の上、ご賛同よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君）　本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　意見書案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第16、意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

3番、村田政義君。

○3番（村田政義君）〔登壇〕 ただいま上程されました意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書を読み上げて提案させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

地方自治体は、高齢化が進行する中での医療・介護・子育て支援など社会保障への対応、地域交通の維持、森林環境政策の推進など、果たす役割が拡大している中で、人口減少対策、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施、公共施設の老朽化対策など、新たな政策課題に直面している。

この一方で、公共サービスを提供する人材に限られる中で、新たなニーズへの対応、細やかなサービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるためにこれに見合う財源が必要である。

平成31年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要である。このため、政府に下記の5項目について地方自治法第99条の規定により内閣総理大臣他各大臣へ意見書を提出するものであります。

皆さんの賛同よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第17、意見書案第3号 平成30年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] ただいま上程されました意見書案第3号 平成30年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を読み上げて提案させていただきます。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア解消のための一つとして最も重要なものであります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない現状にあると言われております。

平成22年以降、上記引き上げに向けた目標設定の合意を4年連続で表記しております。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成30年度の北海道最低賃金の改正にあたって、下記の3項目について地方自治法第99条の規定により意見書を厚生労働省北海道労働局に提出するものであります。

皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第18、意見書案第4号 教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] ただいま上程されました意見書案第4号についてご説明させていただきます。

教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担金制度堅持・負担率2分の1への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書です。

義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足など状況が顕著になっている。

子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有している。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪、「高校授業料無償制度」への所得制限、「給付型奨学金」が先行実施されたものの対象者等が限定されていることから、いまだに教育ローンともいえる有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっています。

これらのことから、国においては、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、教育予算の確保・充実、就学保障の充実を図るよう要請します。

五つのことを要望しております。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出したいと思いますので、賛同方  
よろしく願いいたします。

提出先につきましては、下の記載のとおりであります。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 4 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎報告第 5 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、報告第 5 号 繰越明許費の繰越しについて（津別  
町一般会計）を議題とします。

町長から平成 29 年度津別町一般会計予算に係る繰越明許費の繰越しについて、別紙  
計算書のとおり提出があったので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により本  
定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

#### ◎報告第 6 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、報告第 6 号 株式会社津別町振興公社の経営状況  
についてを議題といたします。

町長から、株式会社津別町振興公社の平成 29 事業年度事業報告及び決算、平成 30  
事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により関  
係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第21、報告第7号 株式会社相生振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から株式会社相生振興公社の平成29事業年度事業報告及び決算、平成30事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第22、報告第8号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から平成29年度1月分、2月分、3月分、4月分、平成30年度4月分の例月出納検査について報告書が提出されたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本定例会に付議されました事件はすべて終了しました。

これで平成30年、第3回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時 9分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員



署名議員